

マレーシア国
農村生活水準向上計画基礎調査
報告書

平成2年3月

国際協力事業団

農計技
J R
90 - 16

RY

マレーシア国
農村生活水準向上計画基礎調査
報告書



平成2年3月

国際協力事業団

国際協力事業団

21699

序 文

国際協力事業団では、農林水産業協力の効率的実施に資するため、毎年、重要課題を選定し、基礎調査を実施している。

今年度は、「農村生活水準向上」を課題に選び、途上国における実態調査を通じて、その改善手法等を調査・研究し、新しいタイプの協力事業に役立てようとするものである。

開発途上国に対する農業分野の協力は、これまで、農業生産性の向上・農民の所得増大に、多大に貢献してきたと考えられる。今後、これら協力の効果を一層高めるためには、生産部門だけの農業開発に偏ることなく、地域農村住民の生活基盤の改善及び生活水準の向上についても、これまで以上に配慮した協力が求められている。

一方、農村において生産及び生活を担う婦人の役割の重要性については、国連等でも注目を集め、国際的にも認識されている。農村生活における食習慣・住環境・保健衛生等の改善のみならず、農業生産及び地域振興に、これら女性の能力をいかに開発・活用していくかが、今後の農村開発の成果の可否を決めるといっても過言ではない。

当事業団においても、1980年から研修事業の中に、生活改善普及コースを設定し、我が国の経験に基づく地域農業振興及び農家生活の向上に関する科学的な知識及び技術を提供し、開発途上国の農村生活環境整備及び農村婦人の指導訓練に寄与する協力を実施しているほか、青年海外協力隊派遣事業ではアジア・アフリカ・中南米の国々に農村開発普及員を派遣しているが、途上国からこの分野の協力の拡大を求める声は強い。

上記観点に鑑み、この分野における新たな協力の可能性を探り、そのための指針を示唆する目的で、農林水産統計観測審議会・水上元子委員を団長に平成2年1月10日から30日までの21日間にわたり、マレーシアにおいて現地調査を行った。

本報告書は、この調査結果を取りまとめたものであり、今後、当事業団を中心として、この分野の協力に携わる関係者の参考になることを信じるものである。

最後に、本件調査の実施に関し、ご協力を頂いたマレーシア政府関係機関、在マレーシア日本国大使館、関連の国際機関、並びに我が国外務省、農林水産省、(社)農村生活総合研究センターの関係各位に対し心からお礼申し上げます。

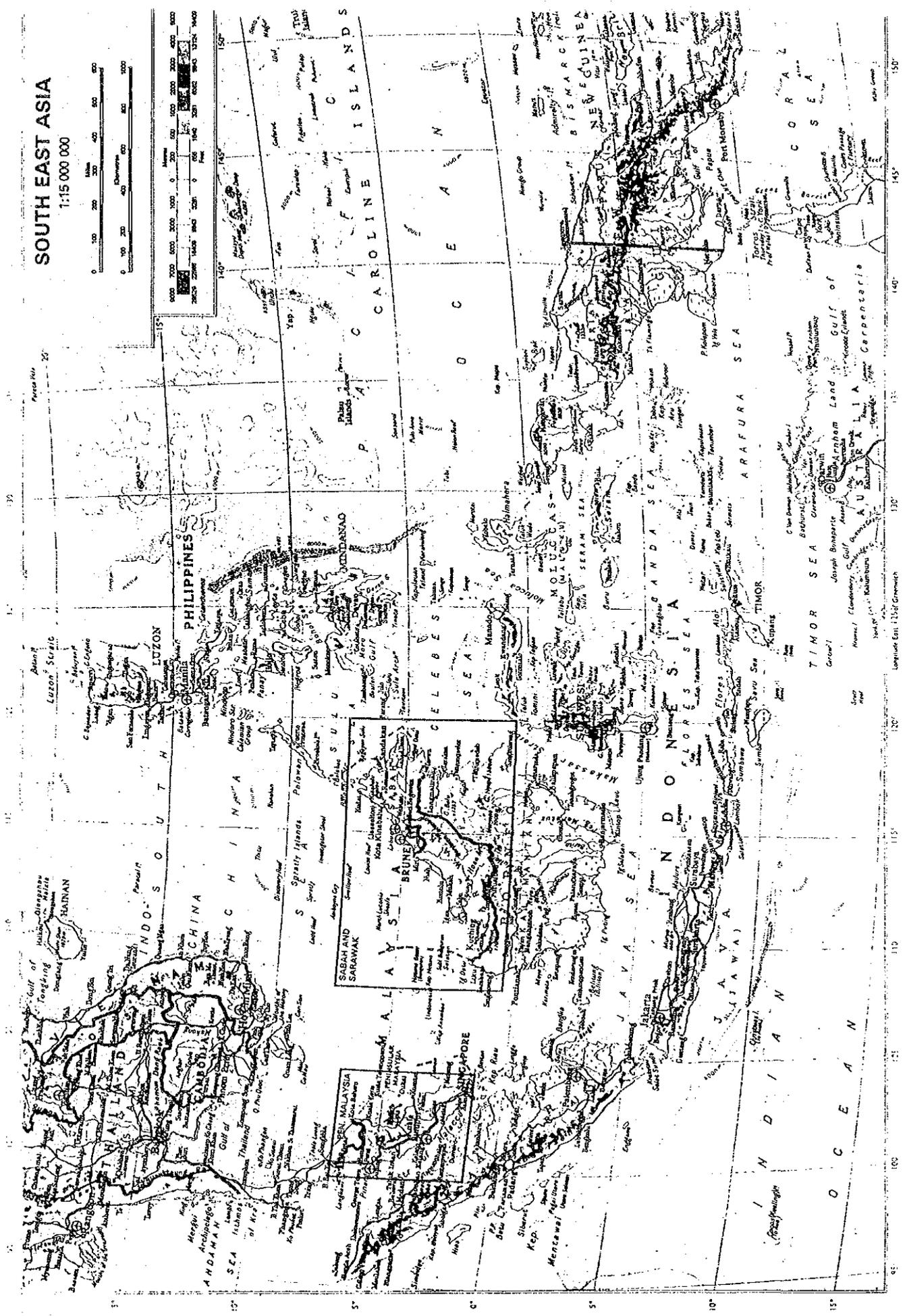
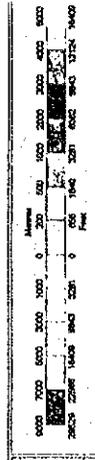
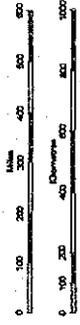
平成2年3月

農林水産計画調査部長

永 井 英

SOUTH EAST ASIA

1:15 000 000

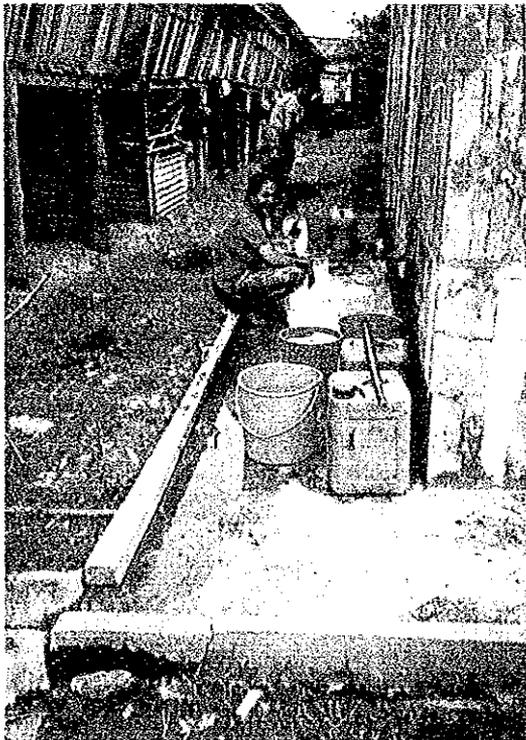




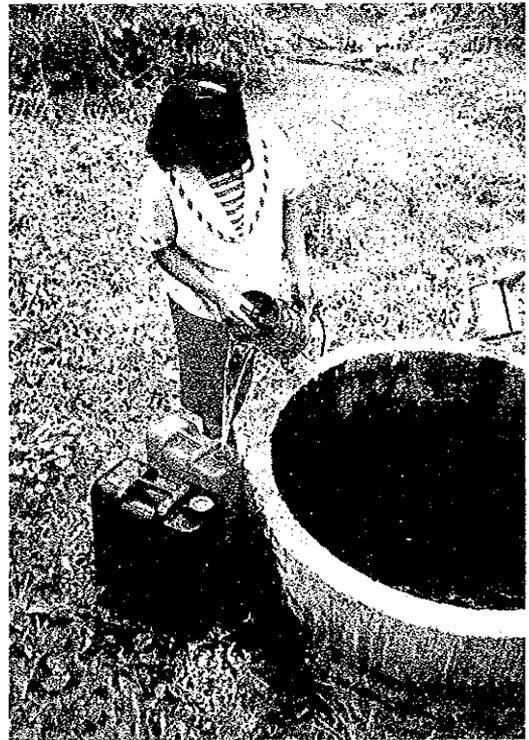
ロングハウスの共用部分
(ティナンゴール村)



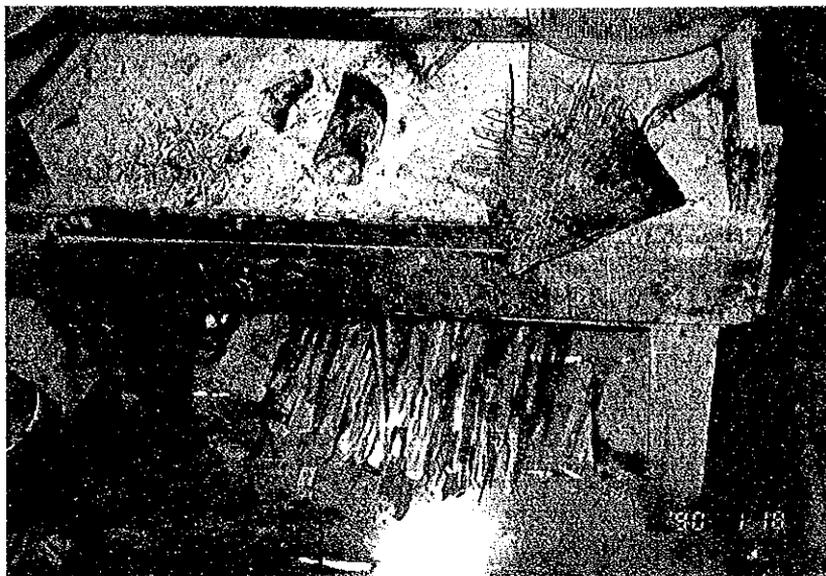
農村女性による精米作業
(ティナンゴール村)



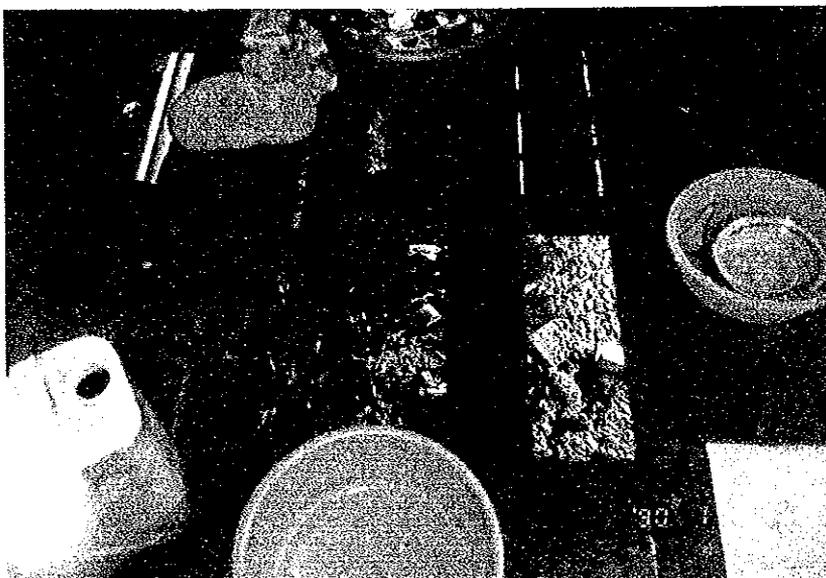
JOCV隊員によって作られた雨水
貯留タンク(ティナンゴール村)



子女による水くみ作業
(ティナンゴール村)



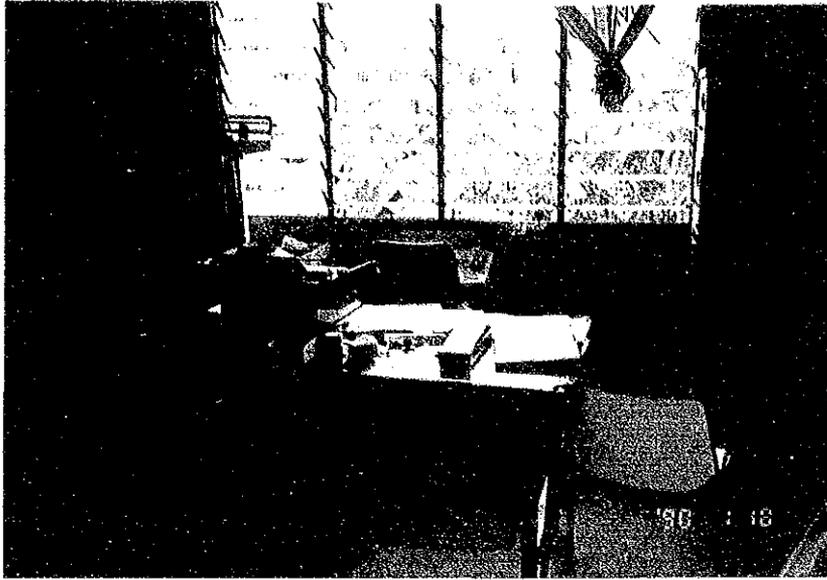
ロングハウス内の厨房設備
(ティナンゴール村)



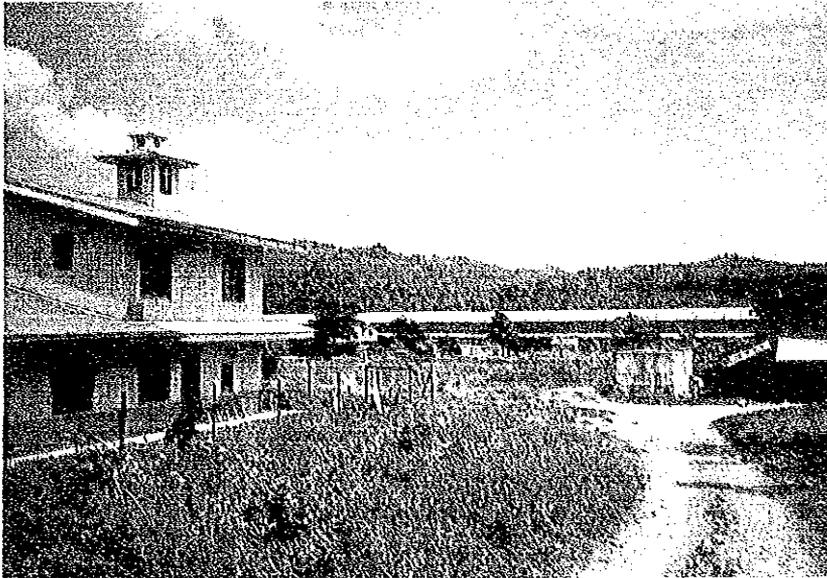
床下には汚水が滞留
(ティナンゴール村)



生活雑排水は無処理放流
(バンガウ村)



ヘルスセンターの内部
(ティナンゴール村)



村落入口からみたロングハウスと教会(ティナンゴール村)



多様なごみが村落内に散乱
(サリマンドゥ村)

目 次

序 文

地 図

写 真

目 次

1. 調査背景及び目的	1
2. 対応方針	1
3. 調査期間	2
4. 調査日程	2
5. 調査団員	4
6. 面会者リスト	4
I 総 括	10
II 生活水準とその向上	16
1. 生活水準とは	16
2. 日本における農家生活向上に果した生活改善関係普及事業の役割	31
III マレーシアにおける農村生活の現状	42
1. マレーシア及び調査対象地域の概況	42
2. 生活水準指標からみた農村生活の現状	48
3. 農村生活水準向上に係る政府案施策	58
IV 生活水準向上における問題点と改善の方向	70
1. 農村生活の問題点	70
2. 問題とその要因	71
3. 改善の方向	73
V 農村生活水準向上に係る協力の方向	80
1. 生活分野における国際協力の必要性	80
2. 協力の方向に関する若干の提言	80

VI	開発途上国における生活水準向上のための基礎調査について	85
1.	生活水準把握の実態調査とその項目	85
2.	生活水準による開発途上国の類型化の試み	85
付	録	92

1. 調査の背景及び目的

国際協力事業団では、農林水産業協力の効率的実施に資するため、毎年、重要課題を選定し、基礎調査を実施している。

今年度は、「農村生活水準向上」を課題に選び、途上国における実態調査を通じて、その改善手法等を調査・研究し、新しいタイプの協力事業に役立てようとするものである。

開発途上国に対する農業分野の協力は、これまで、農業生産性の向上・農民の所得増大に、多大に貢献してきたと考えられる。今後、これら協力の効果を一層高めるためには、生産部門だけの農業開発に偏ることなく、地域農村住民の生活基盤の改善及び生活水準の向上についても、これまで以上に配慮した協力が求められている。

一方、農村において生産及び生活を担う婦人の役割の重要性については、国連等でも注目を集め、国際的にも認識されている。農村生活における食習慣・住環境・保健衛生等の改善のみならず、農業生産及び地域振興に、これら女性の能力をいかに開発・活用していくかが、今後の農村開発の成果の可否を決めるといっても過言ではない。

当事業団においても、1980年から研修事業の中に、生活改善普及コースを設定し、我が国の経験に基づく地域農業振興及び農家生活の向上に関する科学的な知識及び技術を提供し、開発途上国の農村生活環境整備及び農村婦人の指導訓練に寄与する協力を実施しているほか、青年海外協力隊派遣事業ではアジア・アフリカ・中南米の国々に農村開発普及員を派遣しているが、途上国からこの分野の協力の拡大を求める声は強い。

上記観点に鑑み、今後この分野における協力の可能性を探り、協力のための指針を示唆する目的で、本調査団が派遣された。

2. 対応方針

1) 調査対象国の選定にあたり、

- ① これまでの農業分野の技術協力実績が多いこと
- ② 基本的な情報が豊富であること
- ③ 将来的に技術協力のニーズが見込まれていること
- ④ 現地側の十分な協力が得られること
- ⑤ 調査結果の積極的な活用が期待されること

等を勘案して、マレーシアを選定した。

2) 現地調査に先立つ国内作業では、

- ① 農村生活水準向上計画の定義づけ
- ② 世界的協力動向の把握及び関連協力実績のレビュー
- ③ 現地調査手法の検討

等を行った。

3) 現地調査では、政策機関・実施機関・協力中の村落等の視察・農家調査を通じて、課題・制約要因等を整理し、協力の可能性を探るとともに、協力のための指針を示唆する目的で行った。

3. 調査期間

平成2年1月10日～30日(21日間)

4. 調査日程

	月日	曜	調査日程	宿泊地	調査内容
1	1月10日	水	東京 - クアラランブール	クアラランブール	10:00 発 J1721 16:15 着
2	1月11日	木		クアラランブール	JICA事務所表敬・日程打合せ 日本大使館表敬 経済企画庁(EPU)にて関係省庁合同会議 総理府女性問題担当局より情報収集 農業省より情報収集
3	1月12日	金		クアラランブール	農民組織公団(FOA)配下のタンジュンカ ラン村農家視察 国際機関(UNDP, FAO)にて情報収集
4	1月13日	土		クアラランブール	国家地域開発省コミュニティ開発総局にて 情報収集
5	1月14日	日	クアラランブール - コタキナバル	コタキナバル	11:20 発 MH548 16:40 着
6	1月15日	月		コタキナバル	JOCV事務所にて打合せ 日本領事館表敬
7	1月16日	火		コタキナバル	サバ州政府経済企画庁(EPU)にて関係部 合同会議
8	1月17日	水		コタキナバル	州人民開発指導者組織(UPKR)表敬 州教育局にて情報収集 州保健局にて情報収集 州農業局にて情報収集 州畜産局にて情報収集 JOCV隊員との打合せ

	月日	曜	調査日程	宿泊地	調査内容
9	1月18日	木	コタキナバル - ティナンゴール ティナンゴール - バンガウ バンガウ - クダット	クダット	(車) ティナンゴール村農家調査 (車) バンガウ村農家調査 (車)
10	1月19日	金	クダット - サリマンドゥ サリマンドゥ - コタマルドゥ	コタマルドゥ	(車) サリマンドゥ村農家調査 (車) 生活改善普及員との打合せ
11	1月20日	土	コラマルドゥ - カバタサン	ビタス	カバタサン村農家調査
12	1月21日	日	ビタス - コタキナバル	コタキナバル	(車)
13	1月22日	月		コタキナバル	JOCV事務所にて調査報告 サバ州政府報告
14	1月23日	火	コタキナバル - クチン	クチン	日本領事館報告 16:30 MH553 19:35
15	1月24日	水		クチン	サラワク州政府表敬及び資料収集 州農業局にて情報収集 サマラハン農業総合開発プロジェクト視察 サマハラン村農家調査
16	1月25日	木	クチン - クアラランブール	クアラランブール	13:30 MH645 16:20 帰国研修員(生活改善コース)との打合せ 経済企画庁報告 JICA事務所報告 日本大使館報告
17	1月26日	金		クアラランブール	補足調査及び資料整理
18	1月27日	土		クアラランブール	半島における農村視察

	月日	曜	調査日程	宿泊地	調査内容
19	1月28日	日		クアラルンプール	資料収集及び資料整理
20	1月29日	月	クアラルンプール -		23:10 クアラルンプール発 JL722
21	1月30日	火	東京		6:25 成田着

5. 調査団員

団長・総括 水上元子 農林水産統計観測審議会 委員
(社)農村生活総合研究センター 理事

生活改善普及制度

村山禮子 農林水産省農蚕園芸局生活改善課 課長補佐

生活改善普及活動

高岡ミエ子 (社)農村生活総合研究センター 調査役

農村生活開発・生活技術協力

吉田一良 (社)農村生活総合研究センター 主任研究員

業務調整

古屋年章 国際協力事業団農林水産計画調査部
農林水産技術課 職員

6. 面会者リスト

(連邦政府)

・総理府

Name	Position	Department
Mohd Akbar bin Baba	Director	Social Service Section Prime Minister Department
Muhamad bin Hamzah	Principal Asst. Director	- do -
Noraini Mohd Ali	Asst. Director	- do -
Rahim Abu Bakar	Asst. Director	- do -
Tajol Azhar	Asst. Director	- do -
Hasnin Abdul Rahman	Asst. Director	- do -
Nor Fadzillah Yahya	Principal Asst. Director	Foreign Aid Section Prime Minister Department

Rosnah Jentra	Principal Asst. Director	Infrastructure Prime Minister Department
Mooly Azzat	Principal Asst. Director	Social Economic Research Unit Prime Minister Department
Puan Ainon Hj Kuntom	Director	Women Affairs Secretariat Prime Minister Department
Noraini Ibarahim	Asst. Director	Agriculture Development (ICU) Prime Minister Department
Puteh Rokiah Abd Majid	Asst. Director	Social Development & Urbanization, (ICU) Prime Minister Department
Abd Rahman Mohamaed	Senior Research Officer	Social Economic Research Unit Prime Minister Department
• 国家・地方開発省		
Tuan Hj Panmin bin Rejaab	Secretary Section	Rural Industries Ministry of National & Rural
Puan Jamaliah Jaafar	Deputy Director	Infrastructure Ministry of National & Rural Development
Puan Rohana Admadun	Director	Research & Development Ministry of National & Rural Development
Mohamed Hoesne	Depty Director General	Community Development Division, Ministry of National & Rural Division Malaysia
Jamaliah Jaafar	Division Secretary Deputy Director	"
	Infrastrure	
• 教育省		
Puan Arpah bte Hj Mohamed	Principal Asst.	Health Unit Ministry of Education

• 農業省

Puan Airmy Johari	Asst. Director	Family Farm Development Division Ministry of Agriculture
Chua Kok Ching	Administration Officer	Planning & Policy Sector Ministry of Agriculture

• 保健省

Dr. Hj MK Hallaj Rahmatullah	Deputy Director	Mother & Infant Unit Ministry of Health
Dr. Raj Karim	Director	Health Institute
Khazali bin Ahmad	Principal Asst. Secretary	International Division Ministry of Health

• 土地地域開発省

Ariffin bin Abdullah	Principal Asst. Secretary	Data Management Division Ministry of Land & Regional Development
Hawa Mohd Salleh	Cooperation Development Officer	Department of Cooperation Development
Mahbob bin Mion	Asst. Director	Development Division Department of Cooperation Development

• 農民組織公社

Tuan Hj Che Ani bin Saad	Director	Planning & Corporate Farmer Organization Authority
I Ishak Syono	Public Relation Officer	- do -
Sariban Ahmad	Board of Director	Farmer's Organization
Ariffin bin Osman	Assistant Director	Farmer's Organization Authority
Zuraidah Amiruddin	Assistant Director	Secretariat of Women Affairs Prime Minister Dept
Manaf bin Nasir	General Manager	Farmer's Organization Authority

Osman Hj Abdul Talip	Public Affair Officer	Farmer's Organization Authority
(サバ州政府)		
• 經濟企画局		
Ahmad Zabri Ibrahim	Director	State Dept of Development
Awangku Hussein B.	Asst. Director	EPU
Pg Mohd Daud		
• 農業局		
Blaise Yapp	Deputy Director	Agriculture Department
Rosalind Juis	Agriculture Officer	- do - (Home Economics)
• 保健局		
Datuk (Dr.) Mechiel	Director	Medical and Health Services Sabah
K C Chan		
Mr Madzalan Harith	Sr. Health Officer i/c/Rural Curative Services	Medical Dept. Sabah
David Yong	Sr. Health Inspector i/c Environmental Sanitation	Medical Dept. Sabah
Dr. Rahimah Mohd Said	Senior Medical Officer of Health	Medical Dept.
• 教育局		
Dr. Hasbullah HJ. Mohd. Taha	Deputy Director General	Development Division
Mr Awangku Hashin	Assisuant Director	Technical & Vocational Division
• 畜産局		
Danil T. F. Chin		Senior Animal Husbandry Officer
Martin Oming		Asst. Veterinary Officer
Chang Thien Foh		Senior Asst. Vet. Officer (Dairy)
Anthony Chang		- do -

• 州人民開発指導者組織 (UPKR)

Mr Cladius Sundang Alex	Director	People's Development Leader Unit
	General	(Chief Minister's Dept.)
Herman Tiongsoh	Principal Asst.	- do -
	Director	
Maimunah Datuk Haji Mansor	Asst. Director	- do -

(サラワク州政府)

• 経済企画局

Dr. Hatta Solhee	Deputy Director	State Planning Unit, Dept of Devt.
Sutin bt Sahmat	Principal Asst.	"
	Secretary	
Ubaidillah Abd Latip	"	"
Noraini Hj Hussein	"	"

• 農業局

Mr Jacob Sagan	Asst. Director	Information & Communication Agriculture Department
----------------	----------------	---

• サマラハン農業総合開発プロジェクト

Ms Lenjai Saban	Asst. Statistic Officer	IADP
Ms Roslawati Mohd Tahir	Agriculture Officer	IADP

• UNDP

Minna Chiew	Leader	United Nations Development Programme
-------------	--------	---

• 帰国研修員

Ms. Noraini bte Idris	Agricultural Asst.	Department of Agriculture
Ms. Faridah Tol Zahariah	Development Officer	Lembaga Pertubuhan Peladang, Negeri Selangor (Farmers Organization Authority)
Ms. Noriah Hj. Long	Assistant Director	Mins. of National & Rural Development

Ms. Jamaliah bte Kassim

Development
Officer

Farmers Organization Authority

Ms. Airmy Johari

Assistant
Director (PKP)

(青年海外協力隊員)

松本高明 (村落開発)

金子正美 (村落開発)

越後学 (漁具・漁法)

高見進介 (家畜飼育)

小沢真由美 (造園)

中山一三 (家畜飼育)

福島由美 (作業療法)

森兼真理 (保健)

原田牧子 (養護)

鈴木宏二 (村落開発)

坂口英幸 (村落開発)

菅原正一 (食用作物)

西村直人 (食用作物)

若林敏彦 (土木施工)

高岡千鶴 (食用作物)

竹内肇 (電子計算機)

野々垣聖子 (保健)

佐倉健一 (溶接)

野村博 (家畜飼育)

内村美津仁 (食用作物)

在マレーシア日本国大使館

赤木利之 二等書記官

在コタ・キナバル領事館

山岡洋 領事

石原英彦 副領事

JICA マレーシア事務所

岡部和夫 所長

駒沢影夫 次長

湊芳郎 職員

青年海外協力隊マレーシア調整員事務所

白石克己 調整員

古賀正孝

I 総 括

今回の調査は開発途上国における農村生活水準向上に関する協力の分野を明確にするため、水準向上把握の方法を検討するとともに、これに基づいて今日の方向づけを求めようとしたものである。このため開発途上国においては、すでに生活水準を高めつつあるマレーシアを選定し、政府諸機関の政策を知るとともに現地実態調査を行ったものである。マレーシアは、資料によれば農林水産業は1970年就業人口全体の53%から85年には35%に低下するとともに、第2、3次産業が振興し、経済的には中進国となっている。しかしながら国として農業は依然として基幹産業であると述べている。このことは、マレーシアが多民族で形成されている国であり、この中、多数を占めるのがマレー系民族で、しかもその70%は農村部に居住し、農林水産業に従事している。このため、彼等の生活を向上させることが国全体を向上させるのに強い影響力をもつと考え、農業を基幹産業としている。またこのため、政策もブミブトラ政策（マレー人優先政策）が国の重要施策となっている他、農業従事者の多くは貧困層といわれており、この層に対する施策も重要視されている。一般に開発途上国は農業国が多く、従ってマレーシアにおいて今回行った農村生活水準把握の手法や協力の方法はこれらの国においても活用できると思われる。しかし、生活水準に係る調査は今回初めてのことであり、またその領域が非常に広範にわたるので今後なお十分な検証が必要なことは言うまでもない。

以下、マレーシアにおける農村生活の水準調査の方法及びこれらの結果から、今後の開発途上国に対する協力のあり方について述べる。

1. 生活水準基礎調査について

(1) その視点

生活水準基礎調査をどのような視点と方法で行うのがよいかを検討し、まず具体的に生活状態を把握するための現地調査を重視することとした。この際どのような視点が適切かについては、多くの生活水準指標に関する研究があり、これを整理するとともに、既存の国際統計資料から得られる生活に係る事項についてのデータを活用した。即ち、視点を設定するに当っては1950年-60年代にかけて国連の機関である社会開発研究所が研究した「経済社会指標」、また1971年(社)農山漁家生活改善研究会が農家・農村を対象に開発した「農村地域生活指標」を参考とした。これらの指標を参考としたのはいずれもまず生活の基本である身体的、物質的、精神的ニーズに対応した生活水準を把握することを目的として、経済的ばかりでなく社会的、福祉的視点から指標が構成されているからである。

(2) 調査方法とその対象

生活水準を把握するに当っては各種マレーシアに関する既存資料を基に上記の指標構成

の視点から水準の把握が適切かどうかを吟味し、これらの中から栄養、保健・医療、経済の安定、住宅・住環境、教育の5分野の指標を抽出し、調査を実施した。

また最近、上記に関する意識面も指標として重要視されているので、この点をも含めた。対象としてはマレーシアの農家を何等かの階層（所得や教育等）によって層分けし、分析に適した戸数、農村として地形や農業経営、農家数等を考慮すべきであろう。しかし、言語上、時間上の制約もあり、青年海外協力隊員が既に援助対象としている農家（農村）を対象とし、これらを通してマレーシアの農家（農村）の生活状態を類推することとした。その理由は青年海外協力隊員が既にサバ・サラワク州において食用作物、家畜飼育、土木、保健等に関する技術をもって村落開発の活動をしており、これらが生活水準の向上に役立っていると考えたこと、さらに個々の生活や地域社会の生活状態について相当な知識と人間関係をもっており、本調査に協力と助力を得たいと考えたからである。

なお、調査方法としては当該対象村からA、B、Cの3つの所得階層別に選定を依頼し、29戸、半島1戸を加え、計30戸を対象農家とした。これら農家の主婦又は夫に対しTime Study方式により1日の行動をききとり、これによって農業労働、休養、疾病、食事からみた栄養等の生活状態を知り、同時に現在及び将来の家庭や地域社会における生活等に対する意識をききとった。なお、個別訪問により生活を規制する住居及び地域環境を観察した。

また、この他各政府機関及び民間団体等において、第5次マレーシア政策の進捗状況、さらに貧困層に対する特別な施策等のヒアリングを行った。政府の農村に対する政策は各省庁にまたがりその主なものは農業省、教育省、保健省、国家農村開発省であり大いに力を入れている。そして、その多くは経済的、物質的、保護的施策が多いと思われた。貧困層の多い現段階においては当然とも思われるが、栄養、健康等の生活に係る教育的な施策、特に人々を対象とした現地指導は種々の事情もあってか十分機能されていないと思われた。

— 調査結果からみた農村生活水準 —

先の5つの指標項目からみた農村の生活は地域によって多少の差はあったが、東マレーシアは総じて貧困層が多いこともあって、現状は生活防衛の段階のくらしであった。この段階として最も必要とされるのは健康の維持増進であるが、この第一義的な栄養、保健面が十分といえないこと、また、土地の生産性も低い活用が不十分であったり、市場開発が遅れていることもあり、自給自足的で、所得向上にあまり結びついていないこと。したがって農外所得を得ていない者は経済的に貧しい状態で、中には生活保護をうけているものもいた。

住居は地域によって個別住宅やロングハウス（集団住宅）であるが、ロングハウスは個別住宅に比べて衛生上やプライバシーの点から、生活の水準は低くならざるを得ない。

教育については教育制度の整備により学校も比較的近く殆ど問題はないと思われたが、

成人に対する社会教育制度は十分末端で機能しないため、農家の生活向上に関しての技術段階もまだ低いと判断された。また、上記に関しての意識調査は若年層と壮年層にはかなりの違いがある。学校教育の充実や、テレビが村に1～2台入り急速に多様な情報が得られることによっても大きな影響を受け、若者は外部に眼をむけ、他者との比較で生産や生活のみをみるようになってきている。また壮年の、実際に家庭生活を担っている人の意識としては現状肯定あるいはあきらめ型がある一方、若い主婦層は協力隊員の活動が行われたせいか生活向上への意欲もかなりみられた。

以上、生活水準は指標からみて最も基本的な身体的、物質的ニーズを満たしていない家が多いと判断した。ただし、半島の農家は1戸の視察であったが、家屋は独立しており、水田の他、畑作もあり、また生活改善リーダーの家でもあり、生活水準は自立の段階であった。

なお、これらの調査を通して生活水準向上の阻害要因、課題、その改善方向等についての整理を一応行うことができた。

—基礎調査手法についてのまとめ—

以上、実態調査を基に種々の手法を用いた現地調査はともすると統計資料のみで判断されがちな生活水準をたしかめるために大いに役立った。また、この際あらかじめ既存資料から生活状態を把握し、視点を定め、これに基づいて指標を求め、さらに現地での実態を勘案しながら調査したことは効果的であり、この際用いた指標項目も概ね妥当であったと思われる。

なお、農家全体を類推することの困難性はあるものの、貧困層を多くもつ農村に対する政府や団体からの施策や活動のききとり及び資料の分析が十分行われれば、この方法を軸として考えることは妥当であると考えられた。

2. 開発途上国に対する協力のあり方

(1) マレーシアに対する協力

マレーシアは上記の農村生活に対し、その向上を計るため第5次マレーシア計画をはじめとして農村に対し種々の施策を講じていることは前述の通りであるが、実態調査を通して次のような点からの協力が考えられる。

- ① 人々の生活水準向上に対する必要性や欲求は、経済、社会の発展段階により変化するものであるが、現状からみると若年層の農民は生活改善に対する必要性、向上に対する欲求はあるものの、改善への行動へとはまだ結びついていないと考えられる。いかに農民が主体性をもってこの問題にとりくむか、その動機づけを行い、意欲と行動力を醸成していくか、の援助が大切である。このため、ある農村を選定し、現状打破から向上への活動を一つのモデルとして実施することが必要である。このためある期間施策の重点化、集中化もやむを得ない措置と思われる。このような濃密的に援助する方法論の検討

を行ってはどうかと考える。

② 特に個々の農家が発展するためには自然的、社会的条件に左右されることが多いが、まず働くにたる身体を作り、能率的な働き方や栄養についての工夫を考えることが基本である。またマラリヤ、風土病等非衛生な環境の整備は貧困層に対して基本的に政府がその対策に努力するべきである。実際にもそれは行われている。しかし、生活水準の向上は物質的に整備されたから直に向上するのではなく、農民自身も自らの問題として対処し、意識の変化が伴わないと解決しないからである。このため常に貧困層の人々に対しては、勇気づけるとともに、個別や地域の課題解決に適した技術を提供し、その解決を通して生活向上への意欲の高揚や変化を促進させることが必要である。また、生活問題は広域にわたり、かつ相互に関連をもち、その向上を阻害する要因も様々である。従って、多様な生活及び普及の技術をもった技術指導者が現地で継続した活動が可能な体制の整備が望ましい。勿論、政府で行われている農家に対する基礎的生活技術教育も重要であることは言うまでもないが、意識の変化から実践まで結びつける手段の考慮が必要である。

③ 以上の点から青年海外協力隊が村落開発として活動を続ける農村に対しては、相手国側と十分協議し、これを1つのモデル村と考え、計画の段階から評価まで共に活動するカウンターパートを整備する等、協力隊との活動を強化しその成果を活用する方法をとってはどうかと考える。

(2) 開発途上国に対する協力のあり方

どのような協力がよいかは、その国々の生活水準、生活上の問題点の把握が必要であるが、まずどのような水準にあるのかを検討することが先決となる。

① 国段階における生活水準の測定は各国のもつ年次的統計資料を基に行われるのが通常であるが、その未整備な国が多いことが国際統計資料をみてもわかる。したがって、今後は社会的、経済的に異なる条件をもつ国をいくつか選定し、現地における生活実態調査をするとともに、政府や機関に対し資料の収集を直接行い、これに基づいた討議を重ね、その水準把握に努めること。

② その際、実態調査は言語上必ずしも主要外国語でなく土着語をもつことが多く、また特に生活そのものは個人に係わることから、その地域の実情を把握しているものの協力、参画を得て行うことが重要である。

③ 今後、開発途上国の農村生活水準把握のために現段階においてどのような視点から指標を求めるかはまだ未開発の分野である。したがってこれらの国々の事情に精通している者、実際に生活水準向上のために活動を行った生活改善普及職員や保健婦等、さらに生活水準指標について造詣の深い学者等の協力により検討と検証を進めることが必要である。(国連への働きかけも場合によって必要)

また、協力に当ってどのような経済的、社会的条件をもった国々を優先すべきかも検討してゆくことが大切である。既に世銀では経済ランク、ユネスコでは乳幼児死亡率などをもって行っているようであるが、JICAとしても生活水準の類型基準を何に求めるかは急務である。

—具体的な水準向上への協力—

1) 開発途上国からの協力要請は生産面、あるいはそれをとりまく物質面については既に経済効果が容易に表われるために多いと思われる。しかし、生活水準向上とは国民誰もが健康で快適な暮らしをするということであるが、それは多分に個人に属することであるとか、あるいは経済の向上が即生活の向上と言われる現状で、この面の要請は少ない。しかし、生活の快適性の段階までに到らなくても、生産性を助長し、明日の活力を得る再生産の分野の生活向上と考えると、それらに必要な健康や安全についての知識や技術が生活の向上に役立つという関連についての認識はまだ少ない。とくに経済開発を急ぐ途上国にどのような形でこれらの問題の重要性による要請を促すかが問題である。

また、仮に要請がなければあえてこの面をとりあげなくてよいとは考えられない。何等かの形で生活水準向上に関する協力のあり方について、途上国側と常に討議し、理解を深めてゆく場が必要である。

2) 日本においても1950年代農家農村の暮らしは貧しく、このため生活改善普及事業等が実施されたが、直接農民に接し生産面の改善とともに行った生活改善活動は生活向上に大いに役立ったと評価されている。そこでこの時代に生活改良普及員が用いた生活技術や普及技術等の手法は人々を対象にした活動であるだけに、共通性をもつものであり途上国が発展する段階に参考になるのではないかと思われる。したがって今後、協力のために早急に資料の集大成をすることが必要である。また、これら生活改善の普及活動の経験者が実際に援助協力を行うことも重要と思われる。

3) 研修員の受入れ協力はひきつづき行われているが、中央段階で行政に携わる者と現場活動をする者とはその仕事の内容、方法論も異なるので、それぞれに必要な知識を豊かにするため、別箇の研修計画を用意することが望ましい。

4) 農村の生活水準向上の活動協力に当っては、農村が外部社会の発展につれて近代化への道を急ぐことになるとと思われる。わが国とは異った、いわゆる異文化の社会は当然、社会条件が異なり、生活様式、生活観にもそれぞれ特徴があり、画一的な援助は問題である。また、急速な近代化はいろいろな面で生活にひずみを生じさせることにもなる。それぞれの状況に応じてゆるやかに、しかも農村の特性を発揮しつつ水準向上が行われるよう十分注意すべきと思われる。このため地域資源を十分に活用する技術協力が大切である。また、この際政府の諸施策の進展がより一層他産業従事者や都市との格差を縮小させるとともに、農家の人々や村のもつ潜在能力が開発され、自助精神が助長される

ような施策の充実が望まれる。

以上、総括を終るにあたり、調査に対しマレーシア国の各政府機関に厚くお礼を申し上げます。特にこの調査は生活水準向上ということを目的としたはじめてのことであり、その領域も広く E P U (経済企画局) がその総括運営に当り御努力いただいたこと、また青年海外協力隊員の現地での御協力、並びにその本部である J I C A , J O C V の方々にも、心からの感謝を申し上げます次第である。国際協力はともすると経済的、物質的なことを通して行われることが多いためか、わが国自身の利益のために行われるのではないかと考える人も多い。しかし、人々に対する協力は人々の技術を向上させるとか、人材を見出し、助長するということで、途上国の発展そのものに寄与することになる。とはいえ、道は遠く、その効果は直接的にあらわれない問題がある。しかし、この調査を機会にさらにこの問題についての研究と検討が引き続きなされることを期待するものである。

II 生活水準とその向上

生活水準向上基礎調査にあたり、まず生活水準の概念を整理する必要があるとともに、それに基づいてどのような調査を行うかということである。このためこれまで各国や日本で、生活水準把握の視点とそれに対しどのような指標が選択されてきたかを参考にし、我々の調査に対する基本的スタンスを明らかにさせることとした。また、発展途上国の生活水準向上への今後の協力もあることを考え、農村においてこの面に大きな役割を果たした生活改善普及事業について、その目的、内容活動等について紹介することとした。

1. 生活水準とは

(1) 生活水準の概念

生活水準という言葉は、国の段階から個人の段階までのくらしむきについていろいろな意味合いをもつ概念として使われている。例えばわが国は他の先進国より数段高い生活水準にあるとか、低いとか、あるいはあの人の生活程度は良いとか悪いとかという具合に表わされる。また、この場合、現状あるがままの姿を比較したり、ある一定の目標値をもって、あるいは各個人的な価値観をもって計られたり、選好度により論じられたりさまざまである。

そこで、まず生活水準をめぐるいくつかの類似した言葉を取りあげ、それがどのような意味をもつものかを確認しておきたい。ただし、それ程概念規定を明確にした研究は他にみあたらないが、一応下記に述べる概念をもって調査を進めた次第である。

① 生活水準 = Level of Living …「実際の生活状態をさすもので現に行われている状態のこと」

これまで消費水準や所得水準とイコールに考えられがちである。生活水準を単的に示すには消費水準の指標がわかりやすいと思われがちであり、これも1つの重要な要素である。しかし、人間尊重に基づく幸福感や充足感等満足度に関する現状の意識の状態も含まれるものである。

② 生活標準 = Standard of Living …「あるべきまたは望ましい生活の高さ」といわれる。

この高さや望みの設定には種々の問題点があり、容易には得られにくいのが、社会的、経済的、文化的に現状をこえてここまでありたいという意味が含まれている。また、①を標準とよみかえている人もおり、混同するきらいがある。

③ 生活基準 = Norm of Living …「是非ともこれだけは確保しなければならない生活の高さ」といわれ、例えば、最低の労働賃金とか労働時間のような特定の目的からみでのものである。

したがって、②と③にはそうあるべきという何等かの価値基準をもって判断が下されるが、①の生活水準はあくまでも現状そのままの状態である。

(2) 生活水準把握に対する考え方

現状あるがままの生活状態が生活水準であるが、それは常に時代の諸条件を背景に表出されるもので、常に変化している。戦前から、戦後10年位までは日本は世界の先進諸国に比較し貧困であったから、経済を発展させることは何よりも重要であり、工業化による経済成長へたゆみない努力が続けられた。そして戦後40年を経て、世界で1～2位という経済大国になった。

この経済成長は確かに国民に富をもたらし、生活に必要な物資を満たし、生活の安定に寄与することになったのは言うまでもない。そして国民の生活水準は向上したと考えられた。しかし、一方、著しい工業化による発展がむしろ自然の破壊や人体への影響等身近な生活の中に不安を生ずるような事象の発現をみた。その結果、国民は果してこれで生活水準は上がったのかと疑問をもつ者も出て、次第に経済の発展による物質文明による豊かさを望みつつも、やがて心の豊かさを求めるようになったのである。例えば、国民生活の世論調査であるが、戦後から70年代初めまでは物の豊かさを志向した国民が、78年には心の豊かさ志向と均衡させ、更に変化し、80年遂にその志向は逆転した(図Ⅱ-1)。このような意識の変化は国民自身、生活の向上は経済的に満足されるというのではなく、経済発展によるマイナスをとり除き、もっと精神的にも充実した心の豊かさのある生活を望むようになったことを示している。しかし、一方このような変化をみるものの未だに日本人の生活水準は先進諸国からみると経済的優位にありながら、労働時間も長く年次休暇も少なく、働きばちであり、また都市の住居はうさぎ小屋といわれる等生活は必ずしも良くないのではないかと諸外国からも批判されている。実際に国際統計のデータをみるとその点を認めないわけにはゆかないであろう(図Ⅱ-2, Ⅱ-3)。

元来、日本においては生活を充実させるとか向上させるということは経済の上昇によって解決するものという論が多く、福祉を充実させるという学者陣は少なかった。福祉といえば単に弱者に対する保護的なものという考えが長く支配した。福祉とは何か、どう考え、どうこれを発展させるかについては欧米にくらべ後進的である。福祉とは辞典によれば幸福を意味するのであるが、英訳するとWell fareとなる。Well fareとはくらしむきのよい状態であり、健康、物的な豊かさ、幸福等その他Well-beingに関する状態、または条件であると言われる。この点からみてもくらしのよさとか、人間の欲求が満足された状態である福祉を重視することは今日的課題である。すでに先進諸外国では早くから生活水準の向上を経済的視点のみで測定するのではなく、福祉的視点をもって判断することの必要性を打ち出し、その指標の研究が盛んであった。例えば1954年国連の社会開発研究所から提案された生活水準の指標は「経済社会指標」というものであり、経済的視点よ

り，社会福祉視点を重視した指標である。具体的には基本的な生活ニーズを充実させるための健康，食糧・栄養，教育，住宅，労働条件，一般消費水準等である。そして，この研究はさらに進展し1966年新たに発表されたものとなった（表Ⅱ-1）。

表Ⅱ-1 国連社会開発研究所の生活指標

U. N. Research Institute for Social Development	
1954年度版	1966年度版
1. 健康	1. 栄養
2. 食糧・栄養	2. 住い
3. 教育	3. 保健
4. 住宅	4. 教育
5. 労働条件	5. 余暇とレクリエーション
6. 失業	6. 安全（安定）
7. 一般消費水準	7. 余剰収入
8. 個人の安全及び福祉	

図Ⅱ-1 物の豊かさとの心の豊かさ

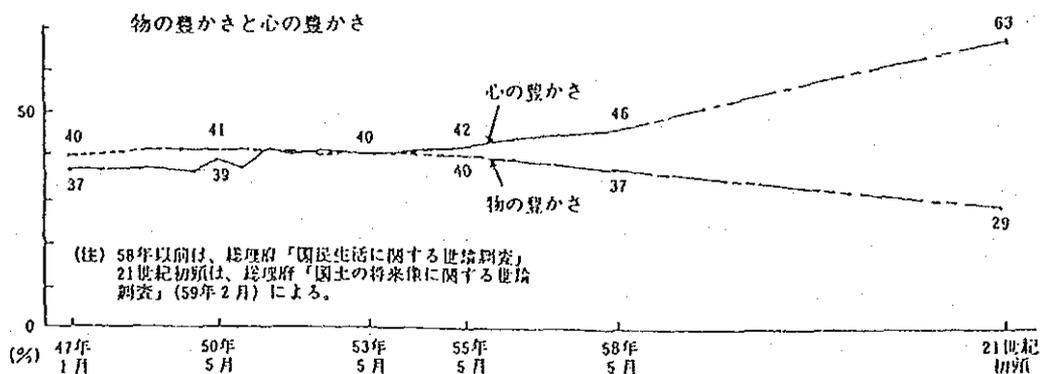


図 II - 2 国際生活水準比較

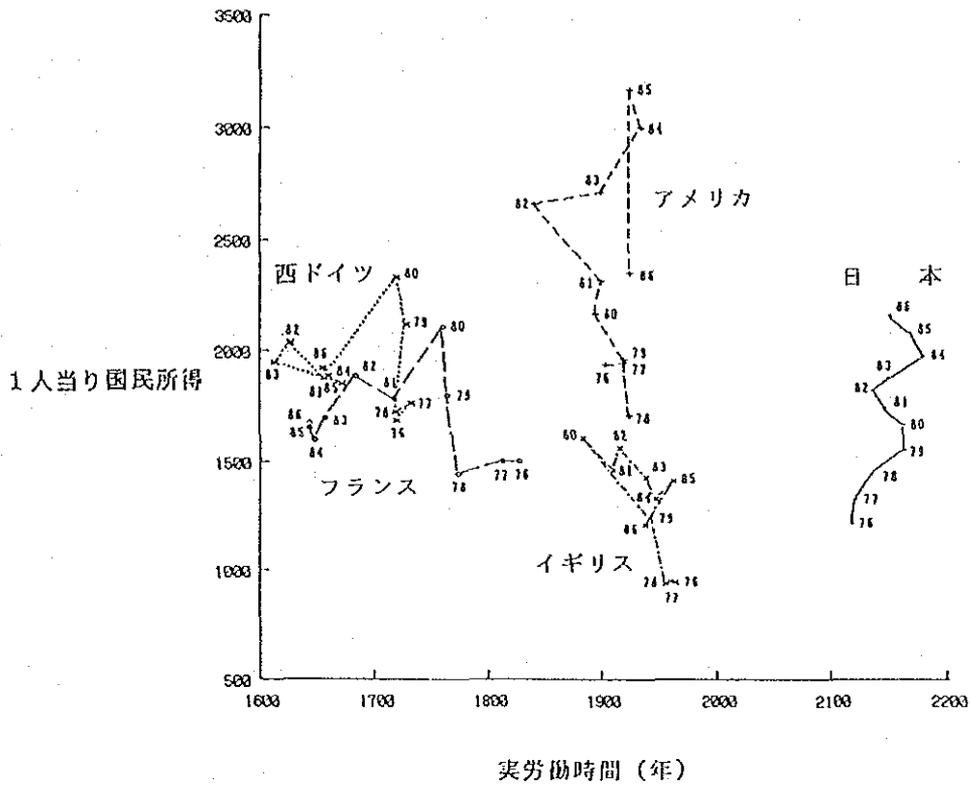
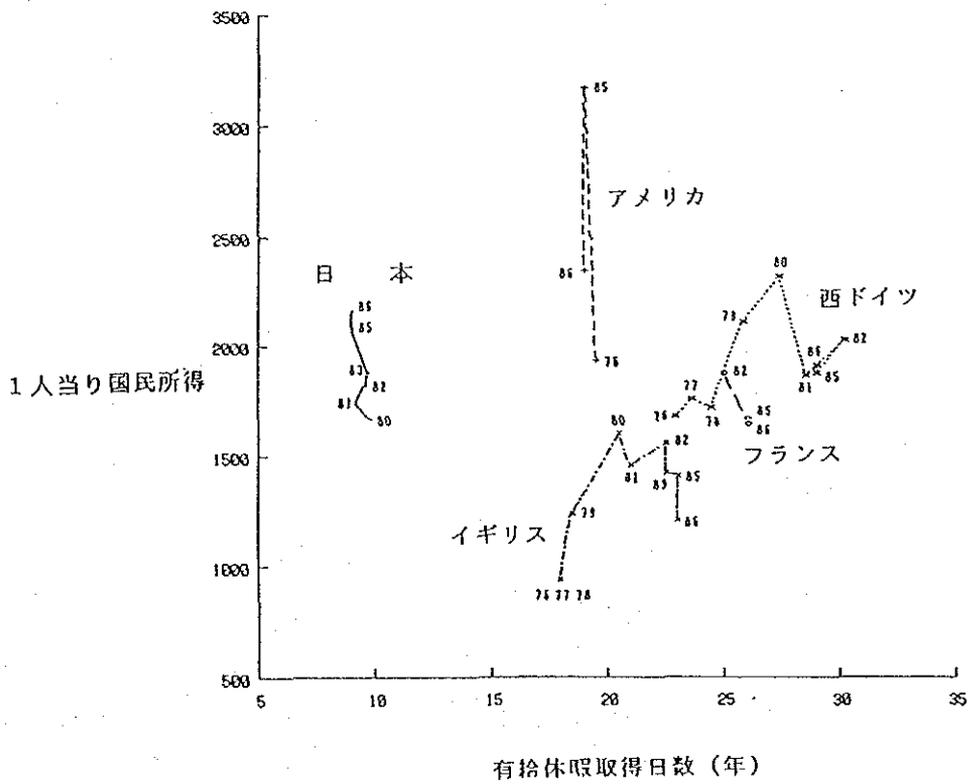


図 II - 3 国際生活水準比較



わが国においては国民生活審議会が内閣総理大臣より経済社会の発展に対応した「健全な国民の生活を確保するための方策いかん」という諮問をうけたのが1970年である。また1973年には、当時の内閣が活力ある福祉社会のためという副題の下に「経済社会基本計画」を策定している。そして、この計画の準備作業として「NNW (Net National Welfare)」=「国民福祉指標」の概念、体系が研究されている。これは勿論これまでのGNPを主体とした経済指標で国民のいかんを論じた批判からの出発である。そしてこれが基になって国民の生活水準指標は研究を重ね、約3年前、高次のニーズを含む新たな体系づけをし、今日、この指標をもって測定が行われている(表Ⅱ-2)。

この指標は1970年代後半から問題になった生活の質への要求の高まりからそれをどのように判断し測定するかを基にして検討されたものである。この質を求めるといことは、人間の生活にとって好ましいということはどういうことかが問われることになり、これを捉えようと試み、生活に関する意識や関心を併せ含めている。

この他、例えば77年国土庁の第3次全国総合開発計画は人間生活重視への大きな発想転換を示して世間から注目をあびたものである。

このように国民は勿論、施策も国民の「生活のあり方」を重視するようになったのである。その生活に対する価値意識は経済安定とか物質的充足は勿論、さらに「生きがいのある生活」、「自己重視の欲求」へと移行し、「充実した生活の発展、開発」へと進んでいる。したがって、このような意識の下でのくらしの水準を測定するには生活の質に影響を与える各種の社会福祉指標を主要な柱としなければならない。また1968年農村地域生活指標が農林省の委託によって研究されたが、この指標策定の基本も生活水準を経済的、社会的側面から単に数量的でなく質的にとらえようとしたものである(表Ⅱ-3)。

以上のように生活の価値観の実態変化に対応し、また経済的側面のみでは生活水準を測定出来ないとする従来の立場から、国際的に発展してきた生活水準把握の考え方をこの調査にあたり加え、基本的な柱とした次第である。

(3) 生活水準の指標とその選定要件

① 指標について

生活水準という現状あるがままの姿を測定するとなると、その生活状態を表わす経済的な面は勿論、身体的、物質的、精神的な側面から現象をとらえることになる。これまで生活水準は一般的にまず経済的視点からの指標が多く用いられたのは前述の通りであるが、経済的指標の中にも比較的測定しやすい貨幣的なもの(所得や家計費)と非貨幣的なもの(耐久消費財保有、食物の摂取量、病院数)とがある。また中にはフローばかりでなく、ストックをみななければならないという人もある。しかし、指標を選定するにあたって、前節で述べたように最も問題になっているのはその質を捉えること、例えば経済的に豊かになって食事を十分食べることが出来ても、過食で肥満になってい

表 II - 2 N S I の構成表

生活領域別指標		生活領域	主観的意識指標	関心領域別指標			
国際比較指標	時系列指標			1. 国際化と生活	2. 情報化と生活	3. 高齢化と生活	4. 都市化と生活
① 平均寿命 ② 乳児死亡率 ③ 自殺率	① 平均寿命 ② 身長・体重 ③ 乳児死亡率 ④ 有病率 ⑤ 医師・看護士数 ⑥ 自殺率	1. 健康		① 高齢者人口 ② 高齢者有病率 ③ 老人医療費 ④ 高齢者の焼死者	① 都市化と生活 ② 都市公園	5. 国民生活と格差	6. 家庭社会の病理
① 下水道普及率 ② 強盗犯罪率 ③ 強盗致傷率 ④ 交通事故死亡率	① 下水道普及率 ② 下水道普及率 ③ 公害苦情件数 ④ 公害被害及ひひ有罪率 ⑤ 犯罪率 ⑥ 凶犯率	2. 環境と安全		① 個人情報 ② 個人情報 ③ C D 犯罪 ④ コンピュタ犯罪	① 尿水洗化率 ② 騒音苦情件数 ③ 都市公園		① 子供の成人病 ② 床ずれ・覚せい剤 ③ 犯罪
① 1人当たり国民所得 ② 消費物価上昇率 ③ 社会的負担率 ④ 公的負担率 ⑤ 公的負担率 ⑥ 1人当たり個人金融資産残高	① 実収入 ② 社会保障移転 ③ 消費物価 ④ 公的負担率 ⑤ 公的負担率 ⑥ 公的負担率 ⑦ 公的負担率 ⑧ 公的負担率 ⑨ 公的負担率 ⑩ 公的負担率	3. 経済的安定	④ 収入の満足感		① 年金給付水準	① 所得の地域格差 ② 税負担の公平格差 ③ 企業規模格差 ④ 高齢者の地域格差	② 経済的理由による自殺 ③ 母子世帯・父子世帯 ④ 高齢者の目撃 ⑤ 少年犯罪 ⑥ 家出 ⑦ 単身赴任
① 離婚率 ② 離婚率 ③ 離婚率 ④ 離婚率 ⑤ 離婚率 ⑥ 離婚率 ⑦ 離婚率 ⑧ 離婚率 ⑨ 離婚率 ⑩ 離婚率	① 家族構成 ② 離婚率 ③ 出生率 ④ 女性のパートタイム労働者の状況 ⑤ 在宅時間 ⑥ 在宅規模 ⑦ 在宅規模	4. 家庭生活	① 生活の満足感 ② 衣食住の充足感 ③ 家族団らん ④ 充実感 ⑤ 中流意識 ⑥ 幸福感 ⑦ 仕事への充足感	① C D, カート ② 電話	① 独居老人 ② 特別養老老人ホーム ③ 高齢者就業率, 失業率	④ 就業機会の男女間格差 ⑤ 就業機会の世代間格差	
① 労働力率 ② 失業率 ③ 年間給付労働時間 ④ 年間労働時間 ⑤ 労働損失率 ⑥ 労働死亡率 ⑦ 労働死亡率	① 労働力率 ② 失業率 ③ 就業状況 ④ 週休2日制 ⑤ 労働災害 ⑥ 労働争議	5. 勤労生活		① 情報の供給量と消費量	① 都市化の状況 ② 通勤時間		⑦ 校内暴力, 高校中退 ⑧ 小・中学校の長期欠席
① 就学前教育 ② 高等学校への進学率 ③ 大学等への進学率 ④ 大学院生比率 ⑤ 社会活動 ⑥ 地域活動	① 就学前教育 ② 高等学校への進学率 ③ 大学等への進学率 ④ 大学院生比率 ⑤ 自宅外通学 ⑥ 交際時間 ⑦ 交際時間 ⑧ 交際時間 ⑨ 交際時間 ⑩ 交際時間	6. 学校生活	④ 教育・青少年対策への要望 ⑤ 交際の充実感	④ C A T V	① 地方の大学入学率 ② 都市化の状況 ③ 通勤時間		
① 新聞発行部数 ② 書籍発行部数 ③ 図書館数	① 自由時間 ② 図書館 ③ 新聞書籍発行部数 ④ 大学通信教育 ⑤ 月謝支出	8. 学習・文化活動	⑤ 物の豊かさ ⑥ 心の豊かさ ⑦ 教育, 趣味への関心		① 老人福祉センター数		

表Ⅱ-3 農村地域生活指標

主として身体的必要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養……食糧摂取の状態 2. 保健……健康状態と保健対策の状態 3. 労働と休養…労働時間, 作業装備, 睡眠時間, 寝具の状態 4. 住居……住宅の安全性と家族の居住状態
主として精神的必要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 余暇……自由時間の量とその用い方状態 2. 教育・教養…子女の教育と一般教養に対する態度 3. 生計……生計の安定
文化・文明度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活環境……生活環境の快適度 2. 生活運営……生活運営の効率度
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活態度……人間関係

たり、嗜好品のみで栄養的不足で疾病が多くなっているかどうかの状態を把握しないと、真の生活水準を表わしているとはいえない。また精神的、文化的な面の充足も人間のもつ欲求に対する充足度や満足度など精神的安定を示すものまで含めなければならないことになる。この他にいくつかの指標の中、いずれに重みづけをするのかの問題もある。

また、これらは多分に主観的価値意識を伴うものと思われるのでその指標の選定も測定の方法もむずかしい。

換言すれば、現在は経済的豊かさの満足をこえて生活水準は健康であり、さらに快適さを求める段階である。それは多分に精神的安定と連動しており、それらを捉えないと、生活水準を云々出来ない時代となっているのである。

したがって、最近では生活を質的に捉えることは勿論、意識を捉える研究もすすめられ既にわが国の「国民生活指標」もこれを含めて生活水準指標としている。

たしかに、生活の状態を捉えることは多くの側面をもち、また人々の価値観も多様化の時代でもあり、生活のどのような領域からまたそれはどのような指標でということになると中々困難であるが、これまでの生活水準研究についての資料から考えると次の点が考えられる。

② 指標選定の要件

ア. 生活の現状を示すものとして、その指標はそれらを総合的に捉えることであり、個人に属する生活とその生活に規制をもたらす要件となる環境に係る面、さらにこれらに対する意識を含めること、したがってこれらは身体的、経済的、精神的な面から捉えること。

イ. その指標は個人としては人々の行動としての結果をあらわす健康、栄養、教育、経済、労働、住居等の状態を示すものであり、環境面としては、社会保障、各種公共施設、制度等、社会的、福祉的な面からみて、さらにそれらに対する意識が把握出来るものであること。

ウ. イの側面としても、何が最も指標としてふさわしいかはむずかしく、これというきめ手はないようである。しかし、出来る限りこれら側面にかかわると思われる指標項目をとり上げ、それを検討しつつ適格なものを選び出すようにすること。

エ. 指標の抽出に当っては次の要件を考慮すること。

- ・ 指標は貨幣的、非貨幣的なもの、さらに人々の満足度等精神的な安定を測ることの出来るものが含まれているか。
- ・ 指標が生活状態を表わすのに適切か。
- ・ 指標が生活の向上に影響を与えるものと考えられるか。
- ・ 指標が相互に矛盾して結果が読み取れなくならないか。
- ・ 指標は計測することが出来るか。
- ・ 指標は計測することが出来たとしても時系列的にデータを把握出来るか。
- ・ 指標は他（地域や国）との比較が可能なものが含まれているか。

等である。

③ 水準指標による測定について

指標により収集された数値をどのように総合化するか。また、質的な面をどのように定量化するかという方法は、今日多くの統計解析手法をもって行われている。個別の指標を単に平均化するのではなく、標準化指数を求めたり、あるいは偏差値を求めて、これらで示すなど種々あるが、これらは生活水準が上がったのか、下がったのか、どのような動きがあったか等を判断するために必要なことである。指標を選定し、そのデータを得た場合、どのような解析手法が適切なのか常に研究されているところである。

なお、生活水準の概念の一部として生活標準や基準のことを述べたが、生活水準の測定にはある標準値や基準値をもって行うことがある。これらを求めるのは大変むずかしいが施策としてある一定の水準にまで引き上げたいと考えた場合には、その値に対して現状がどのような水準であるかをみることになる。例えば、栄養水準をある程度高めたいという場合、既に人間に必要なカロリーや栄養成分の量（勿論、性、年齢、労働量により異なる）に基準的なものがあればそれに達しているという見方である。去る2月7日発表された国民栄養調査では、エネルギーの摂取は適正であるが、乳製品や肉類を多く食べる食生活によって脂肪によるエネルギーの占める割合が、望ましい比率の上限とされる25%を突破したと報告されている。

この場合、健康上から質的にみて適正な比率がわかっているので、それらに対して水

準を判断することができる。即ち、その基準をみたしている層はどんな層か、どの位いるのかということで次に改善策を講ずることが容易となる。このような基準値のようなものがある場合はそれが成立するが、一般的に生活の中での基準値は少ない。したがって、一般的に水準の測定はこれまで平均値とかその他指数化を定めたりして、他者との比較等により高低を論じている。

しかし、水準をあげていくためにまず標準としてある目標を持つことは考慮すべき問題と思われる。すでに栄養調査の問題指摘はまさに質的な基準判断によって行われていることがわかる。また、これまで生活改善普及事業でも、ある一定の目標値を定めて農家や農村に対する援助の方向を示してきたのもこのような考えによるものである。

(4) 生活水準指標例

生活水準指標やその選択がどのように実際に行われているか、その例として国段階の指標について紹介することとする。

1つは現在国民生活の水準を測定し、毎年その指数を公表しているのが、「国民生活指標」である。

複雑多岐にわたるこの時代に生活水準を測定するにあたり、どのような目的のもとに指標の選択がなされ、また構成されているのか、平成元年3月に公表された「国民生活指標 NSI 試算」により、これに用いた指標と水準測定値をどのような資料に基づいて得ているかを健康と経済安定についてとりあげ、次に示すこととする(表Ⅱ-2, Ⅱ-4-1, Ⅱ-4-2)。

表Ⅱ-4-1

(1) 指標(健康)

〔時系列指標〕	データ出所
① 平均寿命(歳) ・平均寿命 男 ・平均寿命 女	1. 厚生省「完全生命表」, 「簡易生命表」による。 2. 平均寿命は, 0歳の平均余命である。
② 身長, 体重 ・身長 男子(cm) ・身長 女子(cm) ・体重 男子(Kg) ・体重 女子(Kg)	1. 文部省「学校保健統計調査」による。 2. 男女の身長, 体重とも17歳時の平均をとった。
③ 乳児死亡率(人/千人)	1. 厚生省「人口動態統計」による。 2. 乳児死亡率=年間乳児死亡数/年間出生数。 3. 母児死亡とは, 生後1年未満の死亡をいう。

〔時系列指標〕	データ出所
④ 有病(者)率(人/千人) ・ 全年齢 ・ 35～44歳層	1. 厚生省「国民健康調査」「国民生活基礎調査」による。 2. 指標の定義が61年から変更されたため、60年以前と61年以降とは比較できない。有病率(60年以前)とは調査期間(3日間)中の2日目から3日目に繰り越した傷病件数の人口千人に対する率を示している。傷病とは、身体または精神が異常状態になったため、なんらかの治療処置をした場合、あるいは治療処置はしないが、床に就くか、1日以上日常の業務を中止した場合をいう。有病者率(61年以降)とは人口千人当たりの有病者数である。有病者とは、入院者、通院者、日常的に就床状態の者及び通院はしていないが自覚症状があり、日常生活に影響のある(何らかの治療をした)者をいう。
⑤ 医師、看護婦数 ・ 人口10万人当たり医師数 (人/10万人) ・ 病床百床当たり看護婦数 (人/百床)	1. 厚生省「医師・歯科医師・薬剤師調査」, 「医療施設調査」による。 2. 看護婦は病院に従事する看護婦(准看護婦を除く)である。
⑥ 自殺率(人/10万人)	1. 厚生省「人口動態統計」による。 2. 計数は人口10万人に対する自殺による死亡者数である。

表Ⅱ-4-2

(2) 経済的安定

〔時系列指標〕	データ出所
① 実収入 ・ 名目実収入年額 (万円/年) ・ 実質実収入対前年伸び率 (%)	1. 総務庁「家計調査」による。 2. 勤労者世帯月平均額をもとに12倍して年額とした。実収入とは、実際に世帯の収入となった勤め先収入等の収入をさす。 3. 実質実収入対前年伸び率とは、名目実収入を消費者物価指数で除した実収入の対前年の伸び率である。
② 社会保障移転(%)	1. 経済企画庁「国民経済計算」による。 2. 計数は、家計の受取所得に占める社会保障移転の割合

〔時系列指標〕	データ出所
③ 消費者物価 ・消費者物価上昇率(%) ・消費者物価指数 (60年=100)	である。 3. 社会保障移転=社会保障給付+社会扶助金+無基金雇用者福祉給付。 1. 総務庁「消費者物価指数」による。 2. 上昇率は対前年比上昇率である。 3. 指数は60年=100である。
④ 公的負担率(%) ・租税負担率(%) ・社会保障負担率(%)	1. 経済企画庁「国民経済計算」による。 2. 公的負担率=(租税+社会保障負担)/国民所得×100
⑤ 貯蓄・負債残高 ・貯蓄残高(万円) ・貯蓄残高の最頻値 (万円)	1. 総務庁「貯蓄動向調査」による。 2. 貯蓄残高、負債残高は毎年12月31日現在の全世帯平均値である。 3. 最頻値は勤労者世帯の最も集中している貯蓄残高である。

もう一つは「農村地域生活水準指標」である。この指標はその数値が公表されているものではない。何故ならば、この指標による数値を全国的段階で得るには膨大な実態調査を伴い、しかも恒常的に得られていないからである。しかし、農村の生活水準を測定するに際しての考え方の基本を示しているため、その指標構成、指標項目、さらに前述のようなある目標値とそれに対する評価点を含めこれらを示すことにする。

なお、「国民生活指標」は国民の生活水準やその動向を把握するものであるから、それに基づいて政府は施策に役立てているものと思われる。しかし、これは勿論、マクロ的なものであり、各政府機関も実際の施策樹立にあたってはさらに個別の指標等を吟味しているのは当然である。

① 国民生活水準指標について

国民生活の水準を現在測定するのに用いられているのはNSI(New Social Indicator = 国民生活指標)と言われるものである。これは前述のように、1971年当時急激な社会経済の成長に伴って政府が経済社会基本計画を策定するに当たり、これまでの経済規模増大を目標とした国民所得をもって生活水準を測定するのではなく、国民の福祉の増大をもねらうという見地になって研究開発されたNNW(Net National Welfare = 国民福祉指標)から発展したものである。

即ち、特に80年代になって経済社会の変化に伴って国民の生活様式も価値意識も多

様化し、生活水準の指標として新しい体系が望ましいと判断され、何年かの研究と討議の末作られたものである。

経済企画庁国民生活局ではこのNSIの特徴を次のように述べている。

ア. 従来の社会指標が掲げていた福祉水準測定型の考え方を超えて、国民生活の現状と課題を把握するという課題発見型の考え方を基本としている。

イ. 従来から採用されていた規範的指標に加えて構造変化指標、主観的意識指標、国際比較指標もとりいれている。

ウ. 個別指標のもつ有益な情報を十分尊重し、指標数を少なくしている。

エ. 近年の経済社会条件の変化が国民生活にどのような影響を及ぼしているかを把握するための関心領域別指標をとりあげている。

そして、前に示したような生活領域を8つに分け、それぞれに5～8指標項目をとりあげている。これらは各省庁が行っている時系列的に得られる統計資料を考慮している。また、この指標項目毎に2～6の国際比較指標を採用している。その指標項目は計84である。

次に意識については国民の生活意識やニーズに関する主観的あるいは心理的な意識をとらえるための指標を各種の国民動向や選好度の世論調査から採用している。計11の指標である。

さらに関心事項については近年人々が関心をもつ6つのテーマを選び、各領域毎に7～10の指標項目を選んでおり、その計は52である。以上、すべての指数は意識を含めて150にもなり膨大なもので、これらによって国民の生活水準を測定しているのである(表Ⅱ-2)。

② 農村地域生活指標

1960年後半高度経済成長に伴って農家の所得が増大し、生活水準も上がったといわれたが、他産業従事者との比較あるいは都市との比較をみるとまだ劣っていると思われた。農林省生活改善課では農業基本法(1960年制定…1章第2条 農村における交通、衛生、文化などの環境整備、生活改善、婦人労働の合理化などにより農業従事者の福祉の向上をはかること)にうたわれた様に現状のくらしは他産業従事者と均衡のとれていない生活ということもあり、より一層生活改善の活動を進展させることとした。そこで効率的な施策や活動を充実させるためにあらためて農家農村の生活水準を把握することとした。1968年、農林省生活改善課は(社)農山漁家生活改善研究会にその把握に必要な指標やその測定方法についての研究を委託した。その結果が次のものである。当時、世界各国は勿論日本でも生活水準を単に数量的に、あるいは経済的に把握するというより、いかに質的にとらえるかということであった。そこでこの指標の研究にあたっては社会的、福祉的側面をむしろ重視したこと、また生活を個人ばかりでなくそれらを

規制する外的環境として地域の状態をあわせて測定することを試みたものである。農村生活についてこの種の研究ははじめてのことであり、また、生活の領域が広域であるため多数の専門家の協力によってなされたものである。研究については多くの新たな課題を発見し、決定的なものには至らなかったが合意の下に一応次のような指標が設定されたものである。

また、この基本の生活の必要をア.人間の身体的必要、イ.人間の精神的必要とウにア、イにかかわる快適とか高能率とかの要素を加えた。また、このア、イの必要性はその基底に現在、科学的な必要基準として認識されているものを目標値としておくこととして、各指標毎に評価の仕方を示した。これによって1つの目標値に対して水準を判定しようとしたものである(表Ⅱ-5)。これは前述のように、この結果を生活改善の普及行政に役立てようとしたからである。

(5) 生活水準向上と婦人の役割

生活水準の向上とはすでにのべたように生活全般の向上であり、生活の成長発展を意味するものである。経済の成長発展はすぐに理解しやすいが、生活の成長とは何か。どのような姿が望ましいかは Standard of Living や Norm of Living として説明したようにあるべき姿をも含むことになり、単純な尺度でははかりがたい。抽象的には人々は安全で健康かつ美的で生きる喜びを感じさせる快適な生活を望んでいるから、これはまさに量より、質の高いくらしである。

例えば、休暇もなく労働時間も長くストレスを生じさせ、公害に影響をうける生活は本当に質的に向上したとは言いがたい。このため国としては生活が質的に向上してゆくための施策を進めているが、これは単に経済の水準を上げる視点だけではない。国民の生活水準の測定も、もし経済を重視すれば、これに関する指標が多かったり、あるいはそれに重みづけをすることになるが、現状はそれを行わず、各指標項目は同列である。つまり生活水準向上とはすべての指標の係りからみでの向上である。そして、この結果を時系列に分析し、不足や不満のある項目に関しての充足に力を入れることになる。こうした生活水準の向上は不足や不満の部分を新たに切り開いて向上させてゆくと考えてもよい。この点から言えば国土開発が、人間の生活に役立つように自然破壊をせず開発するのと同じように、生活の開発向上にもそのためのマイナスの効果が出ないように予測する必要がある。

一方、農村開発とか村落開発という言葉はよく用いられ、学術的にどの分野をさすのか定かではないが、少なくとも人々の生活の向上とか開発には婦人の役割が重要である。男性は外に、女性は家という固定的な考え方から生活を運営しているのではなく、従来、健康、安全、家族関係、住居など家庭内のくらしは常にきめ細かな愛情と技術をもった女性が、その能力を発揮して主に運営していた。このため、くらしの問題の発見や解決が容易である。一方、農村のくらしの向上は単に家庭ばかりでなく、これをとりまく生活環境、

表Ⅱ-5 個別生活指標一覧表

(個別指標と評価の内容、基準)

指標項目	個別指標	評価の基準	評価の点			
			-3 悪い	-1 あまりよくない	+1 まあまあよい	+3 良い
I 栄養(栄養的にみた食糧摂取の状態)	1) 蛋白性食品摂取 ア. 肉類 1. 魚介類, ウ. 乳類 エ. 乳製品類 オ. 卵 キ. みそ, 豆類, 豆腐類 2) 緑黄色野菜, 果物摂取 ア. 緑黄色野菜類 1. 果物類 3) 油脂類摂取 ア. バター, マーガリン類(パン食の場合) イ. 天ぷら油, サラダ油類	<ul style="list-style-type: none"> ・2日間はア〜キのうちどれでも摂取したもの1ポイントとしてそのポイント数をみる。 ・ア, イのうちどれをとっても1ポイントとしてそのポイント数をみる。 ・ア, イのうちどれをとっても1ポイントとしてそのポイント数をみる。 ただし1)〜3)はみそ汁の類, つなぎ玉子(ハンバーグ, 天ぷら), 味付のため乳類(ホワイトソースのミルク), 色つけの野菜(すまし汁の葉)など1回の使用量の少量のものおよびパン食群のバター, マーガリン, 天ぷら, サラダドレッシング以外の油脂類は1回で0.5ポイントとする。 	0~3.5ポイント	4~7.5ポイント	8~11.5ポイント	12ポイント以上
	2) 日常必要な食品の供給 ア. 肉類 1. 魚介類 ウ. 乳類 エ. 乳製品類 オ. 卵 カ. 魚介類の加工食品(ハム, ソーセージ等) キ. みそ ク. 豆類 ケ. 豆腐類 コ. バター, マーガリン類 サ. 天ぷら, サラダ油類 シ. 緑黄色野菜, 果物類などの食品が地域住民に身近かに歩いて行ける程度または行商人が持つてくる入手できる。 2) 飲食店, 食堂等の存在(飲食店, 食堂が身近にある)	<ul style="list-style-type: none"> ・ア〜シのうち, どれでも手近かに入手可能なものを1ポイントとする(入手可能とは, 左記の手近かにある。) ・飲食店, 食堂までの距離をみる。 	0~4ポイント	5~6ポイント	7~9ポイント	10ポイント以上
	地域		悪い	乗物に乗っていく	時には乗物に乗る程度	乗りに歩いて行ける距離

さらにこれに対する社会資本のあり方等個人の力では解決できない問題が沢山ある。そしてこれらの問題も女性たちによって発見されることが多い。それは、地域に根づいてくらししているため、日常のくらし方に変化を生じると、敏感に気がつくのである。そして同じ問題に気づいた者達が集団で、その解決にとり組んでいる活動事例も多い。

しかし、これまでの長い経済優先の時代、男性優位の社会の中で婦人は生産や地域社会の重要な担い手といわれながらも、その能力が十分に活用されているとは思えず、また社会的地位も低い。

国際婦人年が始まって10数年たち、婦人の地位向上が叫ばれているが、集落や農協等社会的組織の役職者はまだ少ない。農村の生活向上に婦人が重要な担い手であれば、それに相応して、例えば集落全体の活動についての企画や運営に発言力をもって参加する必要がある。このためにも婦人の能力を引き出し、大いに活用育成することが望まれる。これまでも婦人に対する社会教育的なプログラムは官民あわせて種々あるが、都市と比べるといろいろの制約条件があつて十分とは言えない。ますます複雑化、多様化する農村社会の中で農村の特性を生かしつつ、生活水準の向上の推進役となる婦人の力を重要視し、この能力開発を優先的に行うことが大切であり、これが今後の発展に大きな役割を果たすことと考えられる。

(6) 生活水準向上の基本要件

最後に総括的に言えば、生活水準の向上とは憲法にあるように「すべての国民は健康で文化的な生活を営むこと」が基本として進展するものであるから、まずは高齢者や障害者あるいは貧困者等の弱者の生活を保障されることである。ついで、その他の人々の生活が向上するために職業や地域によって格差があればそれを是正することである。

一般に、生活はその状態が生活防衛の人命保障の段階から物質的、経済的生活自立への段階、さらに精神的にも安定した快適な生活へと移行してゆくものである。したがって、生活水準が向上していくということは家族の誰もが物質的、精神的な満足感があるとともに、その生活を営む地域社会が整備されて快適な生活になっていることでもある。このため人々は生活の向上に努力するが、同時にこれをバックアップする施策も重要である。また、その施策は人々の生活水準を向上させようとする自助精神を助長することが大切で、このため広い意味での社会教育や適切な情報の提供、福祉の諸施設設備など社会福祉的な面の充足が望まれる。

勿論、物価安定や公的負担あるいは労働賃銀等経済施策も重要であるが、今日求められているのは社会福祉施策を重視することである。この施策を重視することによってこれまでの経済施策と均衡を保つことが出来れば国民の健全な生活の向上が期待される。また、この際常に考慮されなければならないのは中央と地方、大企業と中小企業、あるいは男女の性差等格差を掘げないようにすることである。

一般に生活水準向上促進の要因として考えられるのは、

ア. 他者、他国との比較による生活水準の認知

イ. 家族生活の重視

ウ. 生活欲求の増大

エ. 経済力の向上

オ. 経済発展により生じたマイナス現象の認知

等である。なお現在、農村の生活は農業の国際化、農業従事者の高齢化等、様々な要因の下に生活水準の向上は必ずしも満足のものとはなっていないと思われる。そこで、農家・農村の生活水準向上については行政も機関も、また農家自身も次の事項を基本に考えてゆきたい。

ア. 都市との格差、非農家との格差の是正

イ. 農村地域の中での格差是正（近郊農村と山村）

ウ. 農村地域社会の閉鎖性の打破

エ. 女性の地位向上

オ. 道路、病院等の社会資本の整備

カ. 自然生態系維持に基づく環境整備

キ. 農業労働からの疾病除去

ク. 連帯、自給等の農村特性の発揮

さらに農業者自身の目標としては

ア. 現在の生活水準認知から改善向上への目標設定

イ. 地域特性の価値を生かした生活意識、行動への実践

ウ. 自己能力特に婦人能力の開発、発揮への努力

エ. 生活向上に必要な知識、技術の習得

オ. 近隣との協調、協力の強化による連帯性の発揮

である。

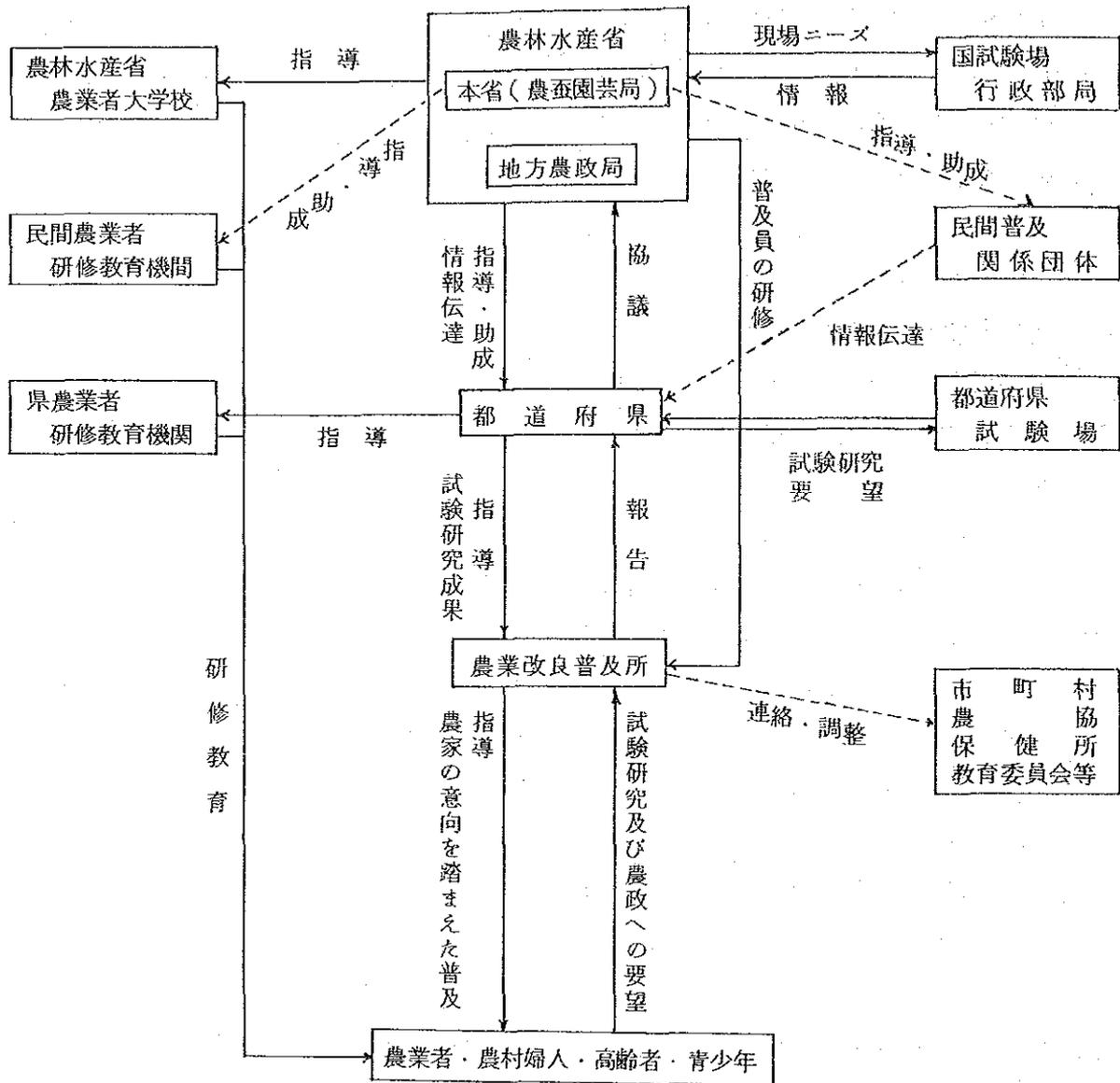
2. 日本における農家生活水準向上に果たした生活改善関係普及事業の役割

農家生活向上に大きい足跡を残したものには、農地改革をはじめとする戦後の農政は勿論多くの他行政で数多くとりあげられたが、この中で特に直接農家の人々に接して行われたものに協同農業普及事業、保健所事業、農業協同組合の生活指導事業等があげられよう。しかし、その中で多くの専門的指導者を置き、農家をあまねく指導対象とした協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）の功績は、とりわけ大きいものがあったと思われる。そこで、ここでは普及事業について述べることにする。

(1) 普及事業のしくみ

我国の農業が家族経営であり、農業と農家生活は密接な関係にあることから、農業の改良と生活の改善を同時に進め、両者が補い合っその目的を達成するよう、昭和23年「農業改良助長法」が制定され、農業と合わせ生活に関する普及事業も開始された。そのしくみは図1-1のとおりである。

図1-1 協同農業普及事業のしくみ



(2) 生活改善関係普及事業の特徴

- ① この事業は、農家特有の生活問題について、改良普及員が直接農家に接して、生活の改善についての農家の自発的努力を助長することを目的とした教育的指導事業であることに大きな特徴がある。
- ② すなわち、普及員は単に農民に知識や技術を伝達するだけでなく、農民自らが生活改善の必要性を認識するように働きかけ、実際に生活を改善する場面では、普及員がもつ

知識、技術を十分に活用しつつ、改善の手助けを行うものである。

- ③ このため、国は、一定の資格を持った生活改良普及員及び専門技術員を各都道府県に配置し、事業に要する経費を助成している。(生活改良普及員 1,825人、生活改善関係専門技術員 131人—平成元年度末現在)
- ④ 普及事業は、図1-1のようなくみにより、国と都道府県が協議して定める方針に従って行っている。

(3) 生活改善関係普及事業の変遷

普及事業は、開始後40余年を経たが「農民生活の改善」という法の目的に法り、各時代の変化と要請に応じて展開をしており、その変遷は表-1のとおりである。これによると、終戦直後の食糧不足から現在の米過剰時代まで、生活の合理化、生活と生産の調和、活力ある農村社会の形成、と目標を変えつつ、集団指導を基本としながらも個別農家から農村地域社会にまで、その指導を拡大しつつ歩んできている。

(4) 普及事業が農村生活向上に果たした役割

昭和20～30年代の我国の農村は、貧しさから脱出し、ますます発展してゆく都市に追いつくことを望んでいる時代であった。それは、この度、私達が現地調査したマレーシア農村部の実情とも似ており、又、その他の中進国や開発途上国の農家生活問題と多くの共通点を持つ時代であったと思われる。従って、この時代の生活改良普及員(以下「普及員」という)の活動の内容や方法は、これらの国々の生活水準向上に関する指導に役立つ面も多いと思われる。

従って、ここでは昭和20～30年代の農家生活の実態(問題点)と、これ等に対する普及員の働きかけ(普及活動)について述べる。

① 昭和20年代

(ア) 農家・農村生活の実態と問題点

昭和20年代は、農地改革がほぼ完了し、農業の再建と食糧の増産が緊急の課題であった。一方では、引揚者等により農村人口は過剰で、耕地の減少がからみ、農家の次・三男の就業問題が深刻でもあった。当時の農家生活の問題点を整理してみると次のようになる。

① 病気にかかりやすい生活

- 食生活面では、特に動物性蛋白質の摂取が少なく(1日必要量の24%)、世の中が落ち着くに従って国民の食生活は向上の兆を見せたが、農民の摂取量は国民全般と比較すると、尚低位であった。
- 住宅面では、過半数の農家が屋内に作業場や厩を付設し、衛生上多くの問題を持っていた。又、現在でも「生活改善=かまど改善」と認識される程のかまどは、煙突がなく煙が屋内に立ちこめる不衛生さと共に、燃料上も不経済であった。

表-1 生活改善普及事業の変遷

		昭和 20 年代	30 年代	40 年代	50 年代	60 年代
時代背景	社会, 経済	戦後の疲弊 失業, 食糧不足 朝鮮戦争	経済高度成長 町村合併の促進 貿易自由化の促進	前半好景気持続 ドルショック 列島改造論 オイルショック	経済安定成長 省資源, 福祉指向 200 カイリ漁業水域 国連婦人の10年	国際的あつれきの 増大 産業構造の変化 社会の成熟化
	農村社会の 変 化	農業者の等質社会 戦災者, 引揚者受 入れ	等質社会 労働力の流出	都市化と過疎化の 両極分化	混住化の進行 人口の高齢化	高齢化の進行 価値観の多様化
	農政の課題	食糧増産 農地解放 農村民主化	新農村建設 農協合併 農業基本法	構造政策の推進 総合農政の推進 農村整備	水田利用再編 農用地利用増進 地域農業組織化	水田農業の確立 価格政策の見直し 都市と農村の交流
生活改善普及事業		(貧しさからの) 脱出	(高度成長下の) 対応	(都市的画一化) の見直し	(多様化への対応)	(農村型長寿社 会への対応)
	重点目標	生活の合理化 考える農民の育成	農家生活のよりよ い状態 生活に対するより よい態度	生産と生活の調和 農村の生活環境整 備	地域農業を支える 生活改善活動	健全な農家生活の 確保と活力ある農 村社会の形成のた めの生活改善活動
	普及指導の 対 象	主として個別農家	個別農家及び生活 改善実行グループ	主として生活改善 実行グループ	生活改善実行グル ープ, 生産組合婦 人部, 農村住民	生活改善実行グル ープ, 生産組合婦 人部, 農村地域住民
	重点指導 内 容	住居・台所改善 栄養改善, 保存食 改良作業衣	共同炊事, 共同保 育, 共同洗濯, 住 居改善, 勤労者と しての健康維持 農業者をつくる家 庭教育 漁村生活改善	生活水準の診断 健康管理, 労働適 正化, 基礎集落溜 の整備とコミュニ ティ形成	地域農業の組織化 生産組織の健康管 理, 農村婦人の役 割向上, 農村高齢 者活動の促進 農山漁村の環境改 善	農山漁家の健康の 維持増進 快適な生活環境の 整備とむらづくり の推進 農山漁村婦人の地 位の向上と組織活 動の強化 農山漁村高齢者の 役割開発と組織活 動の強化
	普及活動の 方 法	個別技術の個別巡 回指導 小地区制	グループ育成と地 域濃密指導 中地区制	地域濃密指導 複合技術の共同解 決 広域活動体制	農改と生改のチー ム活動 地域課題の共同解 決 広域活動体制の充 実	農改と生改の一体 的活動 農家課題と地域課 題の総合的解決 広域活動体制のよ り一層の充実
	代 表 的 普 及 器 材	紙芝居 緑の自転車	スライド スクーター	8ミリ 軽四輪車	ビデオ 四輪車	パソコン 四輪車

- 水道の普及率が低く、井戸からの水汲みも非能率的で、女性を疲労させていた。
- 被服については、農作業に適した被服装備がなされていないという以外に、昭和25年頃から普及の始まったパラチオン剤等の新しい農薬散布に際し、人体保護という視点からの作業衣が着用されておらず、以降この点は大きい問題となっていった。

④ 現金や現物が上手に使われていない

収穫時にしか現金収入のない生活で、これを年間の必要時に分割して計画的に使われない、農産物が収穫期に充分活用されない等の不合理性があった。

⑤ 子供が健全に育つように考えられていない

活発に動ける被服、成長に応じた食事が与えられてないと共に、農作業中の子供の世話が不行届で病気の発見が遅れたり、溜池に落ちる等の危険にさらされることもあった。

⑥ 家族関係が民主化されていない

農村における封建的な因習、家父長制的家族制度の残存により、特に嫁は労働者であっても平等な人間関係の中に位置づけられておらず、ものが自由に買えない、病気になっても充分休養できない、発言権がない等の問題があった。

(f) 生活改良普及員の活動

以上のような生活問題に対し、生活改良普及員は何をなすべきか。当時の解決を見出す方向として「普及事業10年」(昭和33年10月、農業改良普及事業10周年記念事業協賛会編集・発行)には、「農家の生活改善のためには、経済的基礎を培うことと、生活そのものの改善を併行して進めてゆかねばならない。何故なら、所得が増えれば、生活は自然に改善されるという結論を導くことはできないからである。例えば、農作業が機械化されたために、婦人がもっと忙しく働かねばならなくなったり、所得が増えても交際費や家の増築(立派な床柱)等にお金をつぎこんで、本来必要と思われる部分にお金が生かされない例が多い」(概略)と述べられており、経済的基礎の確立と生活の質の向上を併行して推進する姿勢を打ち出している。又、農村は貧しいのが当たり前で、生活改善など百姓にはできないと考える農民も多く、加えて普及事業が発足したとはいえ、体制が未整備な中で、普及員は手探り状態で活動を開始したと思われる。

普及員が指導した主な内容は、次のとおりである。

衣生活……改良作業衣づくり、下着の改良、家庭着や子供の遊び着の改良、綿羊を飼育し衣生活を豊かに、布団・夜具の改良。

食生活……保存食づくり、農繁期の共同炊事、有色野菜の計画的作付、強化味噌(ビタミン・カルシウム)、栄養的な食事作り。

住生活……かまど及び台所の改善，給水設備の改善，太陽熱利用天日タンクの設置，
便所の改善。

保健衛生……蚊・蠅の駆除，布団干しの実行，レクリエーションの実施，手洗い励行，
水の消毒及び簡易水道の設置

家庭管理……家計簿の記帳，貯金・無尽の実施，定刻集会実行，農休日の設定と上手
な活用，日用品の共同購入。

育児……農繁期の託児所。

(ウ) 生活改善実行グループの育成

農家の生活改善は，生活の状態を改善するばかりではなく，生活の担い手（主として主婦）を育てることも合わせ行われた。すなわち農民自らが意欲を持って生活改善に取り組みようグループをつくり，この育成を通じて生活改善を推進したのである。グループ指導は又，当時の婦人の立場から，生活の問題にはグループで取り組む方が実行し易かったこと（家庭でも地域でも発言権のない婦人は非力で，1人では改善ができない），集団思考の重視，1人の普及員の指導力には限界があり，集団化して能率的指導を行う必要のあったこと等も理由となった。

普及員が指導したグループの数は，昭和24年2,600（グループ員数162,000人），28年3,900（同107,000人），30年6,800（同139,000人）と徐々に増加している。グループ活動による婦人の成長としては

- 1人ではできないことが，共同してできるようになった。
- 計画的に仕事ができるようになった。
- 新しい知識や技術が習得できた。
- グループ員が仲良くなった。
- 人の噂をしなくなった。

等があげられる。

(エ) 生活改善目標の設定

農林省では「農家生活改善の推進方策について」（昭和26年9月27日付普及部長通達）によって，始めて全国的な農家生活の改善目標（昭和27年度）を次のとおり設定した。

⑦ 家事労働の効率化……台所改善，室内整頓の工夫，家族の仕事の分業化，労働と休憩の関係調整，栄養摂取の問題，共同化の問題。

⑧ 無駄の排除……燃焼設備改善，家計費の節約，衣料の節約（衣生活設計の合理化），そ菜の貯蔵。

⑨ 農繁期の生活調整……栄養摂取の問題（調理法の工夫，農繁期献立の作成），貯蔵食品の問題，家族の労働の合理的な配分，家事作業の共

同化の問題、休息と作業能率の問題。

② 昭和30年代

食糧の需給がようやく安定し、国民経済は技術革新を背景に高度経済成長期を迎える。農家の労働力は他産業に流出し、農業労働力は高年齢化・女性化の傾向をみせはじめ、兼業化が進展していった。

又、都市の生活水準が上昇するに従い、農村との格差は拡大していった。当時、生活水準は主として経済指標で測定しており、昭和35年度の農家所得は全都市勤労者世帯の84%、世帯員1人当りでは64%であった。

(7) 農家・農村生活の実態と問題点

「農家生活白書」(昭和37年5月 農林省生活改善課編)の中から、農家の生活水準の主な部分についてまとめると、次のようになる。

⑦ 健康生活の水準

- 栄養の給源を穀類に頼りすぎており、動物性食品・大豆及び大豆製品・油脂類・緑黄色野菜が不足している。
- 農家住宅は、健康面からみると採光・照明・清潔度・保温等に問題がある。
- 疲労回復という点から、睡眠時間は充分でなく、寝具も整備されていない。
- 台所や調理者の不衛生、し尿処理上の問題等から、農村には伝染病・寄生虫病・消化器病が多い。
- 農作業の多忙さ、医療施設の貧しさ、栄養不良から農夫(婦)症(頭痛・息ぎれ・どうき・腰痛・夜尿・手足のしびれ等一連の多発症状)が多くみられる。

⑧ 労働状態の水準

- 機械化の進展がまだ不完全であるための重労働、農繁期の労働ピーク等が崩されていない。
- 家事作業は、それに向けられる時間が短い上に、能率を高める作業環境や設備が整っていない(簡易水道の普及率は全農業集落の25%、電気洗濯機の普及率は勤労者世帯47%、農家世帯15%)。
- 主婦は、農作業と家事作業の重要な担い手であり、経営担当者としての苦勞を負うと共に、家族に兼業者が多くなるにつれその生活様式が持ち込まれて、家庭は二重の生活様式となり、主婦の負担を加重している。

⑨ 慰楽・文化生活の水準

- 農家主婦の自由時間は短い上に、その内容には家事の雑用や育児が含まれ、個人の慰楽・文化は稀薄である。
- 慰楽・文化の設備(テレビ・プレーヤー・映画館等)が乏しい。

⑩ 育児・家庭教育の水準

- 母親が、出産直前まで農作業に従事する等の母体保護上の問題、子供の体位や栄養面でも、消費者世帯との差が生じている。
- 育児や家庭教育があと廻りにされている。又、子供が労働力として使われ、義務教育課程中の長期欠席という状態も生じている。

④ 生活設備及び生活環境の水準

- 農家の耐久消費材の購入は、交通機関が未整備なための自転車・オートバイの購入、上水道が未整備なための電気井戸ポンプの購入等が多い。
- 一方、石油コンロや電気器具の購入は、都市家庭に比べると、遥かに遅れている。
- 家庭生活の水準を維持すべき電気・ガス・上水道・交通機関等の公共施設整備が著しく都市に片寄り、農村地域は稀薄となっている。

(イ) 「よりよい農家生活への当面目標」の設定

前述のような農家生活水準＝生活状態に対し、農林省では昭和34年7月、農家生活のよりよい状態と、農家生活に対するよりよい態度の当面目標を定めた。これは、昭和26年に定められた「生活改善目標」を更に充実させたもので、次のとおりである。

よりよい農家生活への当面目標（昭和40年修正分）	
A	農家生活のよりよい状態に対する当面の目標
I	勤労者としての健康の維持
	1. 必要な栄養を確保した食事を毎日とっている。
	2. 充分睡眠のとれる場所・時間・寝具が確保されている。
	3. 機能的で清潔安全な被服を着ている。
	4. 機能的、健康的で安全な住居にすんでいる。
	5. 無駄と無理のない働き方をしている。
	6. 環境が衛生的であり、病気を積極的に予防している。
II	家庭生活の合理的な運営
	以下、項目のみで詳細は略す。
III	次代の農業人の基礎をつくるための育児と家庭教育
IV	家族関係の民主化
B	農家生活に対するよりよい態度の当面目標
I	日常の暮らし方に対し自主性がある
	1. 自分の生活に目標を持つ。
	2. 自分の意見を持ち、自分の行動を自分できめる。
II	科学性がある
	以下、項目のみで詳細は略す。
III	実践力がある
IV	進取性がある
V	社会性がある

これは、農家の生活水準を他産業従事者と均衡のとれたものにしたい、という一つの目標であり、農家の望ましい状態を想定したものである。従って、昭和40年の改訂に当っては、例えば、健康の維持で栄養面をとりあげる場合には、おおよそ、その必要量が満たせるよう目標値を定めたりした。(蛋白質75g、油15gの摂取)

又、よりよい態度は、生活の改善やそれらを通じた生活水準の向上は、農民自身の生活意識や態度の醸成が必要との考え方に基づいて設定されたものである。

(ウ) 普及員の活動

当面目標を踏まえ、昭和30年代の普及員の主な活動事項は次のようなものであった。

衣生活……機能的・清潔・安全な被服の着用、被服の整理、寝具の必要数の確保。

食生活……栄養的な食事づくり、スピード料理づくり、共同炊事の実施。

住生活……台所・便所・風呂場の改善、寝室の改善、能率的設備の導入(熱源等)。

家庭管理……家事作業の省力化、労働配分の適正化、無駄と無理のない働き方、計画的な生活の実行、消費攻勢に対する家計運営方法。

育 児……共同保育所。

この時代は、生活上の問題を共同(地域)で解決しようというニーズが高まった時期であった。それは、共同で解決する課題が多かったことにもよるが、婦人達が学習を積み重ねることによって、生活向上に対する価値意識が高まったこと、生活改善実行グループに協力や共同性が育ち、その力を発揮できるように発展したこと、施策的に共同施設の整備が行われ、その活用が大きく作用していたこと等によると思われる。

また、昭和39年度に創設された農業改良資金のうちの生活改善資金によって、農家は太陽熱利用温水装置、改良便所、台所改善、居室の独立、共同炊事、洗濯施設等の導入が大きく進むことになり、改良普及員はその指導に力を注いだ。

(エ) 生活改善実行グループの育成

生活改善実行グループ数は、昭和30年度5,800(グループ員数134,000人)、39年度15,000(同284,000人)にまで増加した。一方、グループ活動の実績を発表・交換するための全国大会が昭和28年に始まり、現在もおお継続して開かれている。また、グループの組織も個々の単位グループから発展して、市町村・郡・県の連合体のものができ、昭和39年度には、全国組織として「生活改善実行グループ全国連絡研究会」が結成され、よりよい家庭生活や農村地域環境づくりの学習と実践をめざした活動をしている。

(5) 生活改善関係普及事業が、農村生活向上に効果をあげた要因

これ迄述べたように、普及事業は農家・農村生活の近代化・合理化、農民の育成に大きい足跡をしるし、生活向上に寄与したが、効果をあげた要因としては、次のような点があ

げられよう。

① 普及制度の確立

普及制度が「農業改良助長法」に基づいて協同農業改良普及事業として運営されてきたため、財政基盤が確固としていたこと、従って各都道府県の普及事業を実施する水準は一定レベルを保ち、普及職員の設置と資質の向上、農業改良普及所の運営、普及員の活動とこれに必要な機動力、普及器材の整備が円滑に運ばれ、かつ充実していたこと等その基礎が強固にできていたことが、第1の要因であろう。

② 普及事業は教育的事業

普及事業は、単に生活の向上を図るのみではなく、生活の主たる担い手である主婦の主体性を尊重し、“普及員と共に考える人”として育成した。生活改善は、技術移転を行うだけでは定着しない。何故その技術を移転するのか、我家(村)でそれをどう生かすのかを自分で判断・選択し、生活の中に活用することによって始めて生活が改善されたと言えよう。このことは、前述の当面目標が生活のよりよい状態と併せて、よりよい態度の醸成をも目標としていることでも伺える。

普及事業では、この“考える人”の育成を一つの目標としたが、これは農民が考えない人であったからではない。生活や農業に関し、自分でどう考え、計画・実行するかという意味を含んでいたのである。そして生活改善関係の普及事業の中では、とりわけ考える人の育成を集団化方式で行った。個人の思考には限界があるが、集団ではお互いを刺激し思考力は飛躍する。それ迄考える時間さえ充分持つことができず、家族の中で最も弱い立場にある婦人であったが、仲間と共に考え、話し合いをし、家庭内の問題から地域にまで視野を拡げられるよう成長した人々の存在は、普及事業の効果の一端を物語るものである。今日、村づくり活動が盛んであるが、その担い手は生活改善を通じて育まれ、地道な活動を積み重ねてきた人々が主体となっていることが多い。

③ 普及の方法論確立

普及は、相手の実態やニーズに応じて展開してゆくことが原則であり、客観的・効率的に実施され、かつ効果をあげねばならないことから、常に計画的であることが求められた。すなわち、普及指導活動は、課題の設定→課題の解決→評価の3段階がフィードバックしつつ螺旋状に発展してゆくものと考えられ、各々の段階における課題計画・指導計画・評価計画の3つを柱とした計画作成に基づいて展開された。特に人々を対象とする教育的事業であるから、どのような普及手段・方法が適切であるかということに意を用い、対象の発展段階に応じた普及技術を工夫し、各種のものを活用した。

また、普及指導活動としては、当初は要望されるままに担当地区内を巡回するという、いわゆる「お座敷廻り」からスタートしたが、昭和20年代後半になると、意欲のある農家・農民集団を重点的に指導し、足がかりとなる生活改善実行グループを育成し、それ

を拠点とする濃密指導方式がとられるようになった。この方式は、やがて地域的な活動の拡がりと共に、地域濃密指導方式として確立された。

このように、人々に対する普及技術、次に述べる生活技術、そしてこれらを効率的に行うための普及指導計画の作成、活動方式の確立が普及事業の教育的側面を支え、効果をあげる要因ともなった。

④ 農家生活に適した技術の確立

生活を改善する技術は、農業関係が多くの試験場と連携しソースを得ることができるのに比し、生活関係は技術の創出・適応化をする機関が極めて少ないため、不十分なながらもその役割を専門技術員が果たした。専門技術員の実験研究を通じて創出・適応化された技術を例示すると次のとおりである。

創出・適応化された生活技術（昭和20・30年代の例示）

- 被服……………被服設計，地帯別作業衣の材質と形態，農薬散布用作業衣の材質と形態，ふだん着と下着の組合せ方と管理法，簡易な防水加工法
- 食物……………地粉を利用した製パン法，畜産物の加工・貯蔵方法，日常食に必要な調理技術，スピード料理の調理方法，共同炊事のすすめ方
- 住居……………太陽熱利用タンクの活用法，メタンガスの活用法，燃費性のよいかまど，各種浴槽の構造別熱効率と燃料費
- 家庭管理………家事作業時間の確保の方法，農家向設備器具の導入と家事作業能率，現物支出の簡易な記帳法，家計費の診断と家計設計

これらの技術は、生活改良普及員の講習や展示を通じて農家に伝えられ、生活改善の実践に大きい効果をもたらした。

Ⅲ マレーシアにおける農村生活の現状

1. マレーシア及び調査対象地域の概況

(1) マレーシアを調査地に選定した理由

発展途上国における農村生活の実態を調査し、その上でどのようにして農村の生活水準を向上させるかの方法論を導くために、調査対象国としてマレーシアを選定した。

その理由の1つは、マレーシアが1965年シンガポールの分離以後現在まで第1次から第5次にわたる経済社会発展の目標のもとに計画を進め、東南アジアにおける経済発展途上国のモデルとなっていることである。

第2はこの20年間、同国は1970年代の交易条件悪化ならびに石油危機や1980年前後の世界的な経済不況のあおりをまともに受け、輸出の停滞により経済成長は半減するなど、厳しい局面に遭遇した。しかし、恵まれた資源、すなわち農業部門の開発と、基本的な生活要求を満たす社会福祉政策の拡大を目標にしていることは注目に値する。

とくに、同国ではマレー系農民がこれまでの移動的耕作から定住農耕による農業の構造的変化を図り、新しい村落開発の取り組みを始めていることも選定理由のひとつである。

第3には、すでに同国から要請を受けて青年海外協力隊員がこの村落開発のために活動していることもその1つの理由である。

(2) マレーシアの概況

① マレーシアの特徴

赤道を中心にして低緯度地方に分布する熱帯雨林が国土のほぼ70%を占めるマレーシアは、半島部マレーシアとボルネオ島の東マレーシアよりなる。

国土の面積は33万Km²（半島マレーシア13.2万、東マレーシアはサバ州7.4万、サラワク州12.4万、1987年）、人口は16,921千人（半島マレーシア13,595千、サバ州1,371千、サラワク1,591千、1988年10月推定）で、国土の40%を占める半島マレーシアに人口の83%が集中している。

気候は、インド洋と南シナ海に発生する海洋気象の影響を受け、1年を通じて通常、南西モンスーンと北東モンスーンの2つの季節に分けられる。10月から2月までは南シナ海に吹く北東モンスーンの季節で、その影響を受けるマレーシア半島の東海岸とボルネオ島のサバ、サラワクの海岸地帯は雨量が多い。5月中旬から9月頃まではインド洋に吹く南西モンスーンの季節であり、この時期には概して雨量は少ない。年間平均雨量は2,032mmから2,540mmである。1日の平均気温はマレーシア全域で摂氏21℃～32℃と大きな変化はない。湿度は80%と多湿である。

このマレーシアの気候は植物の成長にとっては理想的であり、地域開発のすすむ半島部においても面積の60%、サバ州、サラワク州では80%近くが森林で占められてい

る。そのため、マレーシアは世界3大雨林の国のひとつといわれ、国内には15,000種の多数の植物が生育している。

また、マレーシアは、複合民族国家であり、その主な人種はマレー人、中国人、インド人であり、半島マレーシアにおいては、マレー系57%、中国系32%、インド系10%、その他1%の人種別構成になっている。

マレー系住民には、サバ州のカダザン族、ムルト族、バシヤク族、ルングス族など28種族、サラワク州では海ダヤク族、陸ダヤク族、イバン族など12種族、半島マレーシアではサカイ族、イノイ族、ネグリート族と複雑である。このような多種族の存在は、宗教、慣習、規範の多様性をもたらし、様々な生活文化を形成してきている。

半島マレー系人は、イスラム教徒であり、中国人の宗教は、その出身地により仏教と道教、インド人はヒンドウ教、サバ、サラワクのマレー系の原住民は土着の宗教、中にはキリスト教への改宗もみられる。

しかし、マレー人の宗教であるイスラム教が国教となっており、各地に見るモスクは一様に壮大華麗であり、人々の日常、非日常における価値観と行為規準はこれによっているが、その他の宗教も社会的規範の根底になっているなど多様な宗教、文化の混合社会である。マレーシアが、このような多民族社会を形成してきた背景には、19世紀の植民地時代錫鉱労働者に中国人が進出し、英国人が始めたコーヒー、砂糖などのプランテーション農業にインド人を移住させたことに始まる。

マレーシアの農業については、永年の農業と移動耕作農業の2つに大別できる。永年の農業、つまり整然と画定された農地に作物を連続的に耕作する農業には、ゴム、ココナツ、油やしなど40ha以上大規模に栽培するプランテーション農業と、伝統的な稲作農業に代表される自家消費又は地元消費向けの食糧生産を行う小規模農業とがある。

一方、移動的耕作は、ジャングルを拓き2~3年耕作した後、土壤に疲弊の徴候が現われるとほかの新しい土地を求めて点々と移動していき、20~30年後二次林が繁茂して肥沃になると元の場所にもどってくる、小規模耕作の農業である。東マレーシアには広大な移動耕作地域があり、また半島マレーシアでは、ゴム園などプランテーション農業が耕地の大半を占めている。

② マレーシアの農村開発

以上述べたマレーシアの特徴は、同国の社会経済上多くの課題を残すものとなった。多民族で構成された国民を如何に団結統合していくか。また依然同国の基幹産業である農業が、形態によって生じる所得格差をいかに縮め発展、安定できるかであった。

この二つの課題解決に向けて社会の再構築を図る新経済政策マレーシアプランが1971年発表されたのである。それは、(ア)人種にかかわらず全てのマレーシア人の所得水準を高め、雇用機会を増やすことで貧困を根絶する。(イ)マレーシアの様々な人種間に存在する経済の不均衡を減らし、究極的に経済活動における人種差別を解消し、発展と安定

をもたらす社会を創ることを開発戦略として国の統一を図ることとした。

その第一目標となったのが農民層の貧困撲滅であった。マレーシア経済は農業に支えられ発展を続けてきており、依然農業は同国の基幹産業である。しかしそれを担ってきた個々の農家・農園労働者について見れば、その多くが経済的に極めて貧しく、マレー系国民の多くが農村に居住し、農村居住者の過半が農林水産業に従事しているという状況の下では、農民の貧困問題は同時にマレー系国民の貧困問題であるとみなされた。政府は1984年第5次マレーシアプランにおいて政策上月収M\$ 60/人(日本円約3,040円)を貧困ラインと定めた。この貧困ラインを下廻る貧困世帯は都市部では8.2%であるのに対し、農村部では24.7%に達しており、職業別でみると1位は農林漁家(37%)、そして全貧困世帯の69%は農林漁家で占められている。

このため、マレー人が73.2%を占める農村部の貧困世帯対策は、また人種間の経済格差の解消策として重要な問題である。そこで第5次マレーシアプランの中で農村整備事業を特に重視し、(ア)貧困対策によって農業を振興し生産性向上、雇用の創出を図り、(イ)低開発州や地域開発により教育・保健・電化・水道・道路など広い分野にわたる生活基盤の整備および公共サービスの充実改善等に力点を置いて、農村の経済と福祉の増進を図っている。

マレーシアにおいては農業・農村の経済、政治、文化的復権は、即ち、ブミブトラ政策(本来「土地の子」を意味するマレー人優遇策)の第一であると考えているからである。

③ 生活の概況

マレーシアは国際統計資料によれば、経済的には中進国となっている。国民1人当りのGNPは2,000ドルと東南アジアの中ではブルネイ、シンガポールにつぐものである。

生活水準のバロメータとなる乳児死亡率は、1960年の1,000人中73人が1986年には27人に減少してきている。5才未満児死亡率についても同様に106人から37人と著しく減少し、また平均余命は54才から68才と高くなってきている。しかし、疾病の中でも伝染病罹患率では結核10万人中623人と高いこと、消化器系伝染病やマラリアも依然多いことなどの問題もある。

栄養の面から見れば、1人1日当たり供給栄養量は、カロリーでは2403Kcal、このうち動物性食品からのエネルギー摂取は13.6%、蛋白質では54.8gと澱粉と脂質への依存が高く、必要カロリーの充足率は110%を示し、低出生体重児の出生率は減ってきている。また、政府の医療機関は人口4,000人当たり一つの診療所があり、同じく人口3,517人当たり医師1人へと改善されつつある。

住居、環境面では、日本の9割の面積に $\frac{1}{7}$ の人口であるから、人口密度は日本よりかなり低い。1住居あたりの室数は2.3室で、1室あたりでは2.6人となり、便所のない家が10.2%ある。現在のところ水道の普及率34.6%、下水道施設5.3%で多発す

る消火器系伝染病の発生を防ぐ上からも、とくに水道等の建設が急がれる。一方、地方電化率をみると1980年の48%から1985年には68%と5年間で20%の伸びを示しており、それに応じてテレビ49%、冷蔵庫27%と普及し、この10年間に冷蔵庫5倍、テレビは9倍と急速に増加した。また道路整備については、主要幹線道は全長38,759 kmに完備されたが、広範囲に散在する村落への生活道は未整備である。

経済の面では、先にふれたように国家統一の最大の障壁となっている人種間の経済格差の解消が強調されているが、中国人の経済分野での活動が極めて活発で、国の経済を完全にリードしているようである。世帯当たりの月収も農業従事者を主体とするマレー人のM\$ 581に対して、商工業従事者の中国人はM\$ 1,024で両者の間には歴然とした差が生じている。

教育については、小学校の児童数は1986年約22万人で就学率は96.6%と100%に近く、教師1人当たりの児童数は22~23名である。中等学校への進学率も54%に伸びて来ており、教育を受けた若い層が増加することで、識字率も80%と高くなってきている。学令期に達した満6才より17才に至る11年間、国家経費によって就学でき、教育に関する国家予算の対GNP比は7.8%、総予算額に占める割合は16.3%と高い。

地域の交通及び社会面では、マレーシア全土の100世帯当たり自動車所有台数18台、モーターバイクは30台と10年間に2倍以上の増加を示している。また、都市と農村村落を比較すると、村落ではモーターバイク普及率は38.2%と都市を上廻り、自転車は61%と農村の交通手段の重要な役割を担っていることがわかる。

電話普及率は、100人当たり6.5台であり、新聞発行種類数は70種で、言語別発行部数はマレーシア語147.7千、英語紙81.6千、中国語紙139.2千、タミール語紙は20.3千部となっている。また、ラジオも全国ネットワークで24時間放送を行っており、政府も情報局を置きマスメディアを通し生活水準向上に力を入れている。

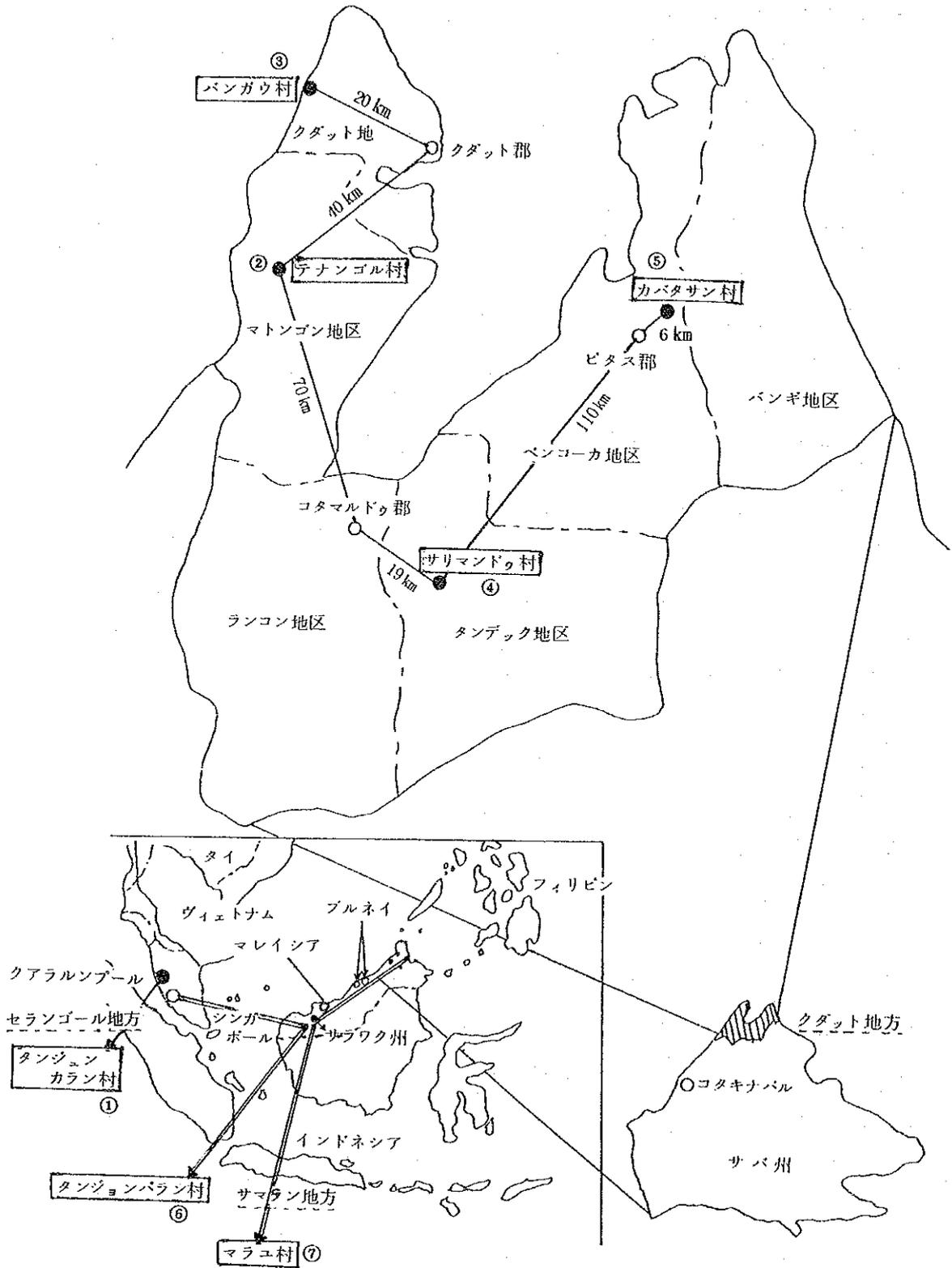
(3) 調査対象地域の概況

マレーシアにおける農村生活水準向上基礎調査の対象地域は、マレーシアの農村生活の特質を把握できる地域、すなわち、移動耕作農業からの定住農耕を始めたサバ州の4村、河川流域における灌漑、伝統的稲作と果樹耕作農業の形態をとるサラワク州の2村と、半島マレーシアの集団による稲の永年耕作農業の1村となった(図Ⅲ-1 調査地)

① サバ州ティナンゴール村

ティナンゴール村は、かつての州都クダットから車で約50分、コタキナバルとクダットを結ぶ幹線道路に隣接している。近くにはシクアテイ、クダット、コタマルドゥに市場があり、それぞれには車で20分、50分、60分の距離にある。1976年~1985年サバ州政府がモデル村として村落開発計画をすすめてきた村である。政府の建てた3つのロングハウスがあり、戸数100戸で、ルングス族約600人が居住している。

図III-1 調査地域配置図



焼畑に加えてヤシや野菜が作られ、水田は自給程度で土地が有効に利用されず経済水準はあまり高くない。

村民のほとんどがスイスのバーゼルにあるバーゼル教団のキリスト教に改宗している。村の中に小学校とヘルスセンターがあり、立派な教会もある。

ロングハウスの一角にある小さな店舗と魚の行商及び幹線道路と隣村インドラソン村への分岐点でのタムー（定期市）により日常生活はあまり不便をきたしていない。

② バンガウ村

バンガウ村はクダット、シクアテイという市場を近くにもつ生産面からは有利な場所にあり、それぞれの市場へは車で20分程度で、村のそばまで幹線道路が通っている。

この村は1棟のロングハウスと独立家屋を合わせて82戸、450人で構成されている。1969年村民の一分が分村したが、生活に不便を生じ1969年再びこの村に帰り、分村への道路が完成するまでの仮住いをしているものと、定住するものがある。農業は土地不足の問題をかかえているが、丘陵部はヤシ、水稻、野菜栽培及び家畜飼育が行われている。1985年青年海外協力隊により村落開発が始まっており、利用できる土地はほぼ利用尽し、中国人が所有する肥沃な土地を小作する農民も多い。

多くはルングス族で他に少数のパンヤオ族があり、宗教はキリスト教を中心に原始宗教、イスラム教と多様である。村の中に小学校と集会所があり、ロングハウスの中に若干の日用品は置いてあるが、多くは2km離れた中国人の経営する店舗まで行かねば用が足せない。

③ サリマンドゥ村

サリマンドゥ村は、コタマルドゥ平野の東南端の丘陵地帯へと続く地点に位置している。コタマルドゥへの距離は19km、タンディングへは7kmとそれぞれの市場に近く、肥沃な土地に恵まれた村である。

ドゥスン族がこの地を次々と拓き、丘陵地にゴムや果樹を植栽していった。政府が1970年平地の450エーカーの水田を開墾、焼畑の耕地と水田農業が定着し始めた1986年、青年海外協力隊による村落開発事業が導入された。村の中には、JICAにより建設された「村落開発センター」がある。戸数70戸、人口491人でほとんどドゥスン族であり、宗教は土着宗教を中心に仏教、キリスト教、イスラム教がみられる。村の中に小学校と立派な集会所があり、日用品の購入は村の中に3軒の店舗があり便利である。ただ、保健医療の機関へは2km離れた隣村へ行かねばならない。

④ カバタサン村

カバタサン村は、ピタスの南東7kmに位置している。途中ベンコカ川をフェリーで渡るためピタスの町までは早くても30分を要する。同村は砂利道の幹線道路から約500m程入った所にあり、川沿いのヤシ群落の下に独立家屋54戸があり、人口は278人と